

DISCLOSURE 2023

# もおしん

ディスクロージャー誌



益子支店 外観

## 真岡信用組合の概要

(令和5年3月31日現在)

所在地	栃木県真岡市並木町一丁目13番地1
創立	昭和27年3月10日
出資金	549百万円
組合員数	14,077名
預金積金	96,593百万円
貸出金	51,438百万円
店舗数	6店舗
常勤役員数	79人
営業エリア	栃木県真岡市、栃木市、小山市、宇都宮市、下野市、芳賀郡、下都賀郡、河内郡、塩谷郡高根沢町

## Contents

ごあいさつ	1
組織	2～3
総代会について	4～5
トピックス	6～7
地域貢献	8～11
概要及び方針	12
経営状況	13～15
リスク管理態勢	16～18
法令遵守体制、顧客保護管理体制	18
利益相反管理方針	19
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策方針	19
当組合の保険募集指針	20
反社会的勢力に対する基本方針	20～21
報酬体系について	21
当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について	22
資料編	23



## ごあいさつ

地域の皆さまには平素より真岡信用組合に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

本年もここに当組合についてより一層ご理解を深めていただきたく、令和4年度第72期の現況をとりまとめた「もおしんDISCLOSURE 2023」を作成い

たしましたのでご高覧賜りたいと存じます。

当組合は協同組織金融機関の相互扶助の基本理念に基づき、地域を支える中小事業者や生活者の立場に立ち、そのニーズにきめ細かく対応し地域経済の発展に貢献する金融機関を目指してまいります。

さて、国内で新型コロナウイルス感染症の感染者が初めて確認されてから3年が経過しました。また、5月の連休明けより新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行されました。感染者数も減少傾向にあるものの、収束はなお不透明で予断を許さない状況にあります。こうした中、政府がさまざまな対策を講じる中で、わが国経済はコロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつあり、緩やかな持ち直しが続いております。その一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引き締め等による世界的な景気後退懸念など、わが国経済を取り巻く環境は厳しさが増しております。また、主たる取引先である中小企業・小規模事業者については、エネルギー価格や原材料価格の高騰、価格転嫁遅延、人手不足等により依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のもと令和5年3月末の預金積金残高は965億9,377万円と前期比0.56%の増加、貸出金は事業性資金で需要があり、514億3,849万円と前期比2.14%の増加となり、預金積金、貸出金ともに過去最高の残高となりました。収益面では貸出金利回りが低下する中、残高が順調に増加したこともあり、貸出金利息は前期比で1,129万円（1.44%）の増加となりました。また、預け金、有価証券においても効率的な運用を行い、安定した収益を確保する事が出来ました。役職員一丸となって収益向上に取り組んだ結果、当期純利益2億3,304万円を計上することが出来ました。また、健全性を示す自己資本比率は9.79%と国内基準の4.00%を大幅に上回っております。

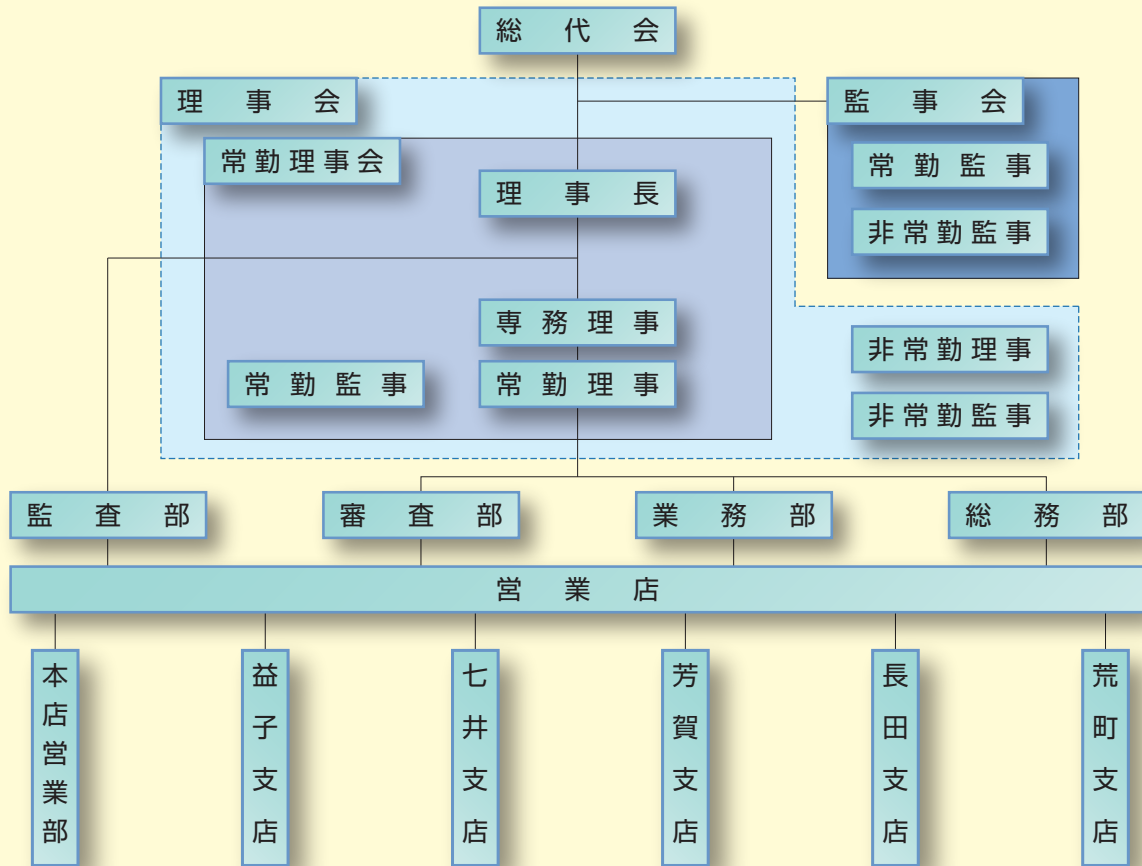
新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響は日本経済、また地元地域経済にも及び、これまで長年にわたり地域社会・経済を支えてきた地元中小事業者の皆さまが厳しい経営環境におかれましては、当組合では長期化するコロナ禍への対応として地元中小事業者の皆さまへの金融支援、本業支援、経営改善支援に全力で取り組んでまいりました。引き続き不透明な経営環境が見込まれることから、アフターコロナを見据え積極的な訪問活動を行い、取引先事業者の皆さまとの対話からニーズを掘り起こし、適時適切な資金繰り支援と事業者支援に積極的に取り組んでまいります。

引き続き格別のご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月  
理事長 塚田 義孝

# 組 織

## ■ 組織図



## ■ 理事および監事の氏名

(令和5年6月末現在)

- 理事長／塚田 義孝
- 理事／田上 貴(\*)
- 常勤監事／加藤 知由
- 専務理事／豊田 光弘
- 理事／林 純一(\*)
- 監事／北川 哲也
- 常勤理事／小林 正巳
- 理事／関口 勝義(\*)
- 員外監事／矢板橋 文夫
- 常勤理事／石野 保浩
- 理事／塚本 裕昭(\*)
- 常勤理事／堀内 和典
- 理事／田川 治道(\*)

注) 当組合は、職員出身者以外の理事5名(\*印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

## ■ 会計監査人の名称

(令和5年6月末現在)

- 公認会計士小川浩典事務所 公認会計士 小川 浩典

## ■ 当組合の子会社

該当事項なし

## ■ 当組合のあゆみ (沿革)

- 昭和27年 1月 / 真岡信用組合設立総会開催
- 昭和27年 3月 / 真岡町台町4161番地において業務開始  
初代理事長に塚田常吉 就任
- 昭和28年 5月 / 本店を真岡町荒町1100番地1に移転
- 昭和30年 5月 / 地区拡張なる(益子町、芳賀町)
- 昭和34年 9月 / 益子支店設置(益子町大字益子1665番地)
- 昭和35年 10月 / 商工組合中央金庫 代理業務取扱い開始
- 昭和35年 10月 / 国民金融公庫 代理業務取扱い開始
- 昭和36年 7月 / 地区拡張なる(芳賀郡市貝村)
- 昭和36年 8月 / 七井支店設置(益子町大字七井55番地1)
- 昭和38年 8月 / 芳賀支店設置(芳賀町大字祖母井784番地)
- 昭和39年 3月 / 本店新築移転
- 昭和40年 2月 / 中小企業金融公庫 代理業務取扱い開始
- 昭和40年 7月 / 地区拡張なる(芳賀郡、栃木市、小山市、及び下都賀郡)
- 昭和42年 8月 / 七井支店新築移転(益子町大字七井69番地5)
- 昭和43年 5月 / 住宅金融公庫 代理業務取扱い開始
- 昭和45年 6月 / 栃木県信用組合協会事務所を当組合内に設置
- 昭和45年 8月 / 内国為替業務取扱い開始  
全国信用協同組合連合会栃木県代理店を当組合内に設置
- 昭和46年 12月 / 益子支店新築移転(益子町大字益子1711番地4)
- 昭和47年 3月 / 創立20周年記念式典(真岡市公民館)
- 昭和47年 8月 / 芳賀支店新築移転(芳賀町大字祖母井516番地2)
- 昭和48年 9月 / 預金残高50億円達成
- 昭和48年 11月 / 理事長 塚田常吉 秋の叙勲に際し旭日双光章を受章
- 昭和50年 7月 / 台町支店設置(真岡市台町3195番地)
- 昭和51年 3月 / 地区拡張なる(宇都宮市、河内郡、塩谷郡高根沢町)
- 昭和51年 12月 / 預金残高100億円達成
- 昭和53年 6月 / 公的年金等国庫金振込の取扱い開始
- 昭和54年 1月 / 全国石油協会 代理業務取扱い開始
- 昭和54年 12月 / 理事長 塚田常吉 日本赤十字社金色有功章を受章
- 昭和55年 1月 / 理事長 塚田常吉 日本赤十字社の業務に貢献し紺綬褒章を受章
- 昭和55年 9月 / 預金残高150億円達成
- 昭和55年 10月 / 本店及び益子支店オンライン事務処理開始
- 昭和56年 7月 / 芳賀支店及び台町支店オンライン事務処理開始
- 昭和56年 11月 / 七井支店オンライン事務処理開始  
本部業務コンピューター導入
- 昭和57年 3月 / 創立30周年記念式典(真岡市民会館)
- 昭和58年 3月 / 預金残高200億円達成
- 昭和60年 2月 / 現金自動支払機(CD)設置
- 昭和60年 8月 / 信用組合相互間(全信組センター加入信組)のCD提携業務取扱い開始
- 昭和61年 7月 / 融資業務のオンライン移行
- 昭和62年 4月 / 信用組合相互間(自営信組を含む)のCD提携業務取扱い開始
- 昭和63年 6月 / 理事長 塚田常吉 会長に就任  
二代理事長に塚田英一郎 就任
- 昭和63年 12月 / 預金残高300億円達成
- 平成元年 5月 / 足利銀行とCDオンラインの提携業務実施
- 平成元年 10月 / CD機をATMに切り換え実施  
益子支店に夜間金庫設置
- 平成2年 7月 / 都市銀行及び(社)全国地方銀行協会の会員銀行とのCD提携業務実施
- 平成3年 2月 / 第二地方銀行、信用金庫、系統農協及び労働金庫とのCD提携業務実施
- 平成4年 2月 / 創立40周年記念式典(ホテル静風)  
創立40周年記念旅行「ロサンゼルス、ホノルル6日間の旅」
- 平成4年 8月 / 預金残高400億円達成
- 平成5年 5月 / 七井支店新築移転(益子町大字大沢19番地1)
- 平成5年 10月 / 日本銀行歳入復代理店事務開始(本店)
- 平成6年 10月 / 日本銀行歳入復代理店事務開始(益子支店)
- 平成7年 10月 / 日本銀行歳入復代理店事務開始(芳賀支店)
- 平成8年 10月 / 理事長 塚田英一郎が第37回全国信用組合大会において「しんくみ運動特別表彰」を受章
- 平成9年 5月 / 日本銀行歳入復代理店事務開始(七井支店)
- 平成10年 4月 / 本店新築移転(真岡市並木町一丁目13番地1)旧本店を荒町支店として設置(真岡市荒町1100番地1)  
日本銀行歳入復代理店事務開始(荒町支店)  
預金残高500億円達成
- 平成10年 6月 / 会長塚田常吉 顧問に就任
- 平成10年 9月 / 創設者 塚田常吉 顧問「胸像」建立除幕式
- 平成12年 3月 / デビットカード取扱い開始
- 平成12年 4月 / 郵貯ネット提携取扱い開始  
日本銀行歳入復代理店事務開始(台町支店)
- 平成14年 3月 / 創立50周年記念式典(グランドホテル静風)  
創立50周年記念「田原総一朗講演会」(真岡市民会館大ホール)
- 平成14年 5月 / 創立50周年記念旅行「太平洋クルーズと南紀白浜温泉の旅」
- 平成14年 6月 / 創立50周年記念ゴルフ大会
- 平成15年 12月 / 預金残高600億円達成
- 平成16年 5月 / アイワイバンクとATMの利用提携を開始
- 平成17年 3月 / 「無利息型普通預金」(決済用預金)の取扱い開始
- 平成17年 4月 / 理事長 塚田英一郎 春の叙勲に際し旭日双光章を受章
- 平成19年 3月 / 創立55周年
- 平成20年 2月 / 政治活動家 浜田幸一氏を講師に招き、しんくみ市民講座を開催  
預金残高700億円達成
- 平成20年 11月 / 荒町支店新築移転(真岡市荒町1080番地1)
- 平成21年 12月 / セブン銀行ATM 24時間利用提携開始
- 平成22年 6月 / 理事長 塚田英一郎 会長に就任  
三代理事長に塚田義孝 就任
- 平成22年 12月 / TKC関東信越会と「TKC経営改善計画策定支援サービス」を締結
- 平成23年 1月 / (社)中小企業診断協会栃木県支部と業務委託契約を締結
- 平成23年 3月 / 「災害復旧ローン」の取扱い開始  
「災害復旧ローン相談窓口」の開設
- 平成24年 3月 / 創立60周年記念式典
- 平成24年 10月 / とちまるネット(ATM地域提携)栃木県内7つの金融機関が提携し、ATM引き出し手数料を無料に
- 平成24年 11月 / 創立60周年記念ゴルフ大会の開催
- 平成24年 12月 / 台町支店を長田支店へ名称変更し、真岡市長田187番地5(現:長田二丁目16番地5)へ新築移転
- 平成25年 2月 / 関東財務局並びに関東経済産業局より「経営革新等支援機関」の認定を取得
- 平成25年 3月 / 創立60周年記念旅行の開催
- 平成25年 9月 / しんくみピーターバンカードの寄付金を社会福祉法人 飛山の里福祉会 知的障害者生活支援施設 真岡ハートヒルズに寄付
- 平成25年 12月 / 預金残高800億円達成
- 平成26年 6月 / 当組合ATM手数料の終日無料化を実施  
理事長 塚田義孝が栃木県信用組合協会会長に就任  
日本政策金融公庫宇都宮支店と「業務連携・協力に関する覚書」を締結
- 平成26年 9月 / しんくみピーターバンカードの寄付金を社会福祉法人 益子のぞみの里福祉会 障害者支援施設 美里学園に寄付
- 平成26年 10月 / 第51回全国信用組合大会において「平成25年度しんくみの日週間表彰」を受賞
- 平成27年 3月 / 東国原 英夫氏を講師に招き、しんくみ市民講座を開催
- 平成27年 6月 / 会長 塚田英一郎 相談役に就任
- 平成27年 9月 / しんくみピーターバンカードの寄付金を社会福祉法人 あかつき寮(児童養護施設)に寄付
- 平成28年 3月 / 栃木県真岡警察署と「サイバー犯罪共同対処協定書」を締結
- 平成28年 4月 / インターネットバンキングの取扱い開始
- 平成28年 9月 / しんくみピーターバンカードの寄付金を真岡市こども発達支援センターひまわり園に寄付
- 平成28年 12月 / 第一勧業信用組合(東京)と連携協力に関する協定を締結
- 平成29年 1月 / 「税金・各種料金払込サービス」(Pay-easy(ペイジー))の取扱い開始
- 平成29年 3月 / 創立65周年  
相樂 亨氏を講師に招き、もおしん「しんくみの集い」講演会を開催
- 平成29年 4月 / 芳賀支店新築移転(芳賀郡芳賀町祖母井南三丁目8番地1)
- 平成29年 9月 / しんくみピーターバンカードの寄付金を社会福祉法人 益子のぞみの里福祉会 障害者支援施設 美里学園に寄付  
遺言代用信託商品「しんくみ相続信託」取扱い開始  
オリックス銀行と信託契約代理店の業務委託契約を締結
- 平成30年 9月 / しんくみピーターバンカードの寄付金を社会福祉法人 あかつき寮(児童養護施設)に寄付
- 平成30年 10月 / 個人型確定拠出年金(iDeCo)の取扱い開始
- 平成30年 11月 / 日本政策金融公庫との協調融資商品 創業支援ローン「望(のぞみ)」の取扱い開始
- 平成31年 3月 / 伊藤聡子氏を講師に招き、もおしん「しんくみの集い」講演会を開催
- 令和元年 9月 / しんくみピーターバンカードの寄付金を真岡市こども発達支援センターひまわり園に寄付
- 令和元年 11月 / 理事長 塚田義孝 秋の褒章に際し黄綬褒章を受章
- 令和元年 12月 / 株式会社サクシードと地域における事業承継問題の解決に向けて業務提携
- 令和2年 1月 / 日本公認会計士協会と「金融機関と認定経営革新等支援機関である会員との連携推進制度利用に係る覚書」を締結
- 令和2年 3月 / 預金残高900億円達成
- 令和2年 4月 / 益子支店新築移転(芳賀郡益子町益子2000番地1)
- 令和2年 9月 / しんくみピーターバンカードの寄付金を社会福祉法人 益子のぞみの里福祉会 障害者支援施設 美里学園に寄付
- 令和3年 4月 / 宇都宮商工会議所と「事業承継に係る業務連携・協力に関する覚書」を締結
- 令和3年 9月 / しんくみピーターバンカードの寄付金  
真岡市に図書カードを寄付
- 令和3年 11月 / 自動車安全運転センター栃木県事務所と真岡警察署より「優秀安全運転事務所賞」を受賞  
足利銀行と取引先に対する課題解決の連携協定「とちまるライアンス」を締結
- 令和4年 3月 / 創立70周年
- 令和4年 9月 / しんくみピーターバンカードの寄付金を特定非営利活動法人 そらいろコアラに寄付
- 令和5年 3月 / 公益財団法人栃木県産業振興センターと中小企業施策についての連携協定を締結

# 総代会について

## ■ 総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

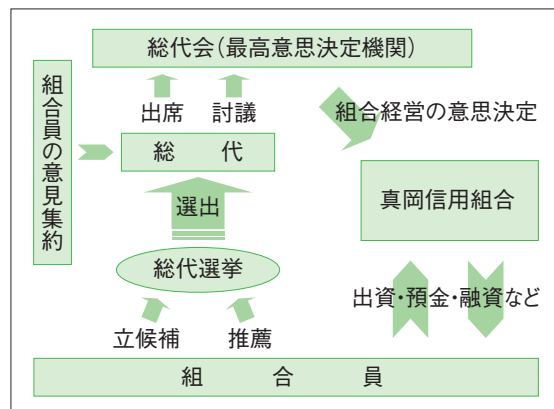
しかし、当組合は、組合員14,077名(令和5年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。

また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

また、当組合では、総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



## ■ 総代の役割

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

### (1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各地区(選挙区)毎に自ら立候補した方もしくは地区(選挙区)内の組合員100人以上から推薦された方の中から、その地区(選挙区)に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者(立候補者、(推薦を含む))の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者(立候補者(推薦を含む))を当選者として投票は行っておりません。

### (2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっており、令和4年5月に改選されました。なお、当組合は地区(選挙区)を3つの区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、100人以上110人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております(令和5年3月31日現在の組合員総数は14,077人)。

## ■ 第72期通常総代会の報告

第72期通常総代会は、令和5年6月22日(木)午後4時00分よりフォーシーズン静風にて開催されました。

下記の決議事項については、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

### ○報告事項

第72期事業報告ならびに貸借対照表及び損益計算書報告の件

### ○決議事項

- |       |                              |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 利益剰余金処分案について承認を求める件          |
| 第2号議案 | 令和5年度事業計画及び収支予算書案について承認を求める件 |
| 第3号議案 | 組合員の除名に関する件                  |
| 第4号議案 | 任期満了による理事改選の件                |
| 第5号議案 | 会計監査人の選任の件                   |



第72期通常総代会

## ■ 総代のご紹介

(敬称略・順不同・令和5年6月末現在)

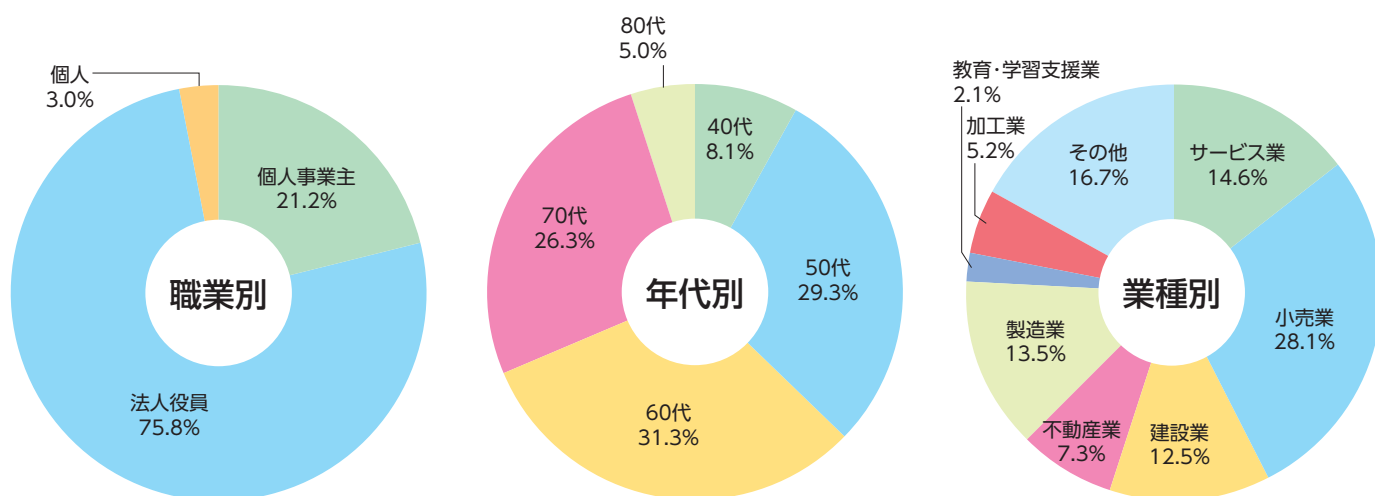
総代氏名							
真岡地区(本店、長田支店、荒町支店の所轄地域) 総代定数:52名 総代数:52名							
木村 慎太郎◆	久保 明久⑥	鹿沼 正司④	上野 裕④	川崎 寛章③	秋山 康雄⑤	大瀧 和弘⑤	
石田 順一⑥	細野 美貴④	山口 茂美⑨	高松 恒夫⑧	入江 一守③	猪瀬 住之④	樋口 信之⑤	
齊藤 敏彦④	加藤 敏夫⑦	入江 真吾②	木村 義弘②	笠原 正美②	横松 和美①	岩崎 鶴吉◆	
仲島 信男④	上野 徳浩◆	青山 守男⑥	飯塚 正也◆	樋口 貴則④	佐藤 進②	近藤 幸光②	
磯 一弘①	暮田 紳一郎⑤	海老原 恒光⑤	中川 栄一郎③	秋山 利之⑤	石坂 茂紀④	神保 吉房⑨	
渡辺 正◆	横田 透⑤	山口 久一郎⑤	細島 鉄夫④	伊藤 健③	上野 稔⑥	大幡 寛◆	
藤枝 光充⑧	久保 浩彦◆	松本 弘行③	宇賀神 裕一②	平石 典嗣②	柳田 耕史②	太田 浩彰①	
福原 稔①	佐藤 利夫①	小出 真一①					
益子地区(益子支店、七井支店の所轄地域) 総代定数:30名 総代数:29名							
柳 廣明③	大塚 和美③	萩原 新也⑨	塚本 和也⑧	飯塚 隆⑩	塚本 倫行⑤	鈴木 久仁章◆	
篠原 泰三⑤	大畑 和広⑥	鍛冶浦 豊⑥	山本 修一⑧	佐久間 藤也④	大山 正樹③	大塚 久男⑥	
平野 良和◆	柳 一己③	荒井 久②	加藤 靖博②	堀中 信哉①	直井 睦①	岩崎 秀樹③	
茂垣 茂⑤	荒山 昌久④	岩崎 信⑧	清水 益栄④	細野 廣美⑤	藤澤 通之⑦	高田 和則②	
大塚 正雄②							
芳賀地区(芳賀支店の所轄地域) 総代定数:18名 総代数:18名							
小林 久人⑤	荒川 守⑤	小玉 裕一③	小松 幸一③	磯 親悦⑥	小筆 純男⑥	堀内 一浩③	
水沼 孝夫④	鈴木 彰一③	水沼 正③	稲延 和幸⑤	小金 幹典③	矢口 實③	塩田 秀樹⑤	
鈴木 義恵◆	安齋 哲夫②	永島 勝弘②	山口 友也①				

(注) 1. 氏名の後に就任回数を記載しております。

2. 就任回数が10回を超えている場合は◆で示しております。

## ■ 総代の属性別構成比

(令和5年6月末現在)



※業種別は、法人役員、個人事業主に限る。

### 独立行政法人 中小企業基盤整備機構より感謝状を受贈

当組合は令和3年度の小規模企業共済加入実績において全国の信用組合の中で第2位の成績となりました。これに対して独立行政法人中小企業基盤整備機構より3名が来組され、関東本部長の三澤様より感謝状の贈呈を受けました。当組合は引き続き中小企業基盤整備機構と連携し、さらなる小規模企業共済制度の普及に取り組んでまいります。



### 「ものづくり企業展示・商談会2022」の共催

地元企業の販路拡大の支援、地域経済の活性化に貢献することを目的とした、関東圏内の製造業者を一堂に招いて開催する「ものづくり企業展示・商談会2022」を足利銀行が主催、県内信用組合、信用金庫及び栃木県と栃木県信用保証協会が共催し、令和4年12月7日(水)に宇都宮市のマロニエプラザ大展示場で開催いたしました。

この商談会には当組合でお取引いただいている企業3社が出展いたしました。



### もおしん特別貸出FS (二宮地区)を実施

令和5年3月9日(木)に二宮地区を対象エリアとした特別貸出FS (フィールドセールス)を実施しました。

FS活動は事前にエリア内の事業所にアポイントを取り、2人1組で訪問し、当組合の取り組みをお客さまに紹介したり、お客さまが抱えている課題等の情報収集を行い、問題解決や情報提供をする活動です。

訪問させていただいた事業所の皆さま、貴重な機会を与えていただきありがとうございました。





## 栃木県産業振興センターと 連携協定締結

令和5年3月22日(水)に県内2信用組合、6信用金庫、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫は公益財団法人栃木県産業振興センターと更なる連携強化を図ることにより、中小企業支援支援施策について円滑に実施し、地域経済の一層の活性化を図ることを目的として連携協定を締結しました。



## 栃木県信用組合協会事業 の取り組み

### ● 「融資業務に関する情報交換会」の開催

令和4年7月7日(木)に当組合本店において那須信用組合と「融資業務に関する情報交換会」を開催しました。

融資業務に関する取り組みや方法などお互いの情報を交換し、地域の皆さまへ質の高いサービスを提供できるよう話し合いを行いました。



### ● 「事業者支援力向上勉強会」の開催

令和4年9月13日(火)に那須信用組合と「事業者支援力向上勉強会」を那須塩原市乃木温泉ホテルにおいて宇都宮財務事務所、栃木県信用保証協会の後援により開催しました。金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室室長補佐の渡辺様の基調講演や、「事業者支援に関する課題と何ができそうか」をテーマにディスカッションを行い、事業者支援の課題を共有しスキルアップを図りました。



### ● 「女性職員情報交換会」の開催

令和4年9月27日(火)に那須信用組合本店において女性活躍の方向性を探る初の会合「女性職員情報交換会」を開催しました。当日は両信組の女性役職員のこれまでの実績や活動報告などを発表しました。当組合では今回の会合で得た情報や意見をもとに委員会を発足し、女性が活躍する環境をさらに整備して男女別なく活躍できる組織風土を構築してまいります。



# 地域貢献

## 地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合では、真岡市及び芳賀郡を中心に営業区域とし、地元の中小事業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという「相互扶助の理念」に基づき運営されている協同組織金融機関です。

中小事業者や住民一人ひとりの顔が見えるキメ細やかな取引を基本とし、常に顧客(組合員)の発展や生活の質の向上に貢献するため、顧客(組合員)の利益を第一に考え適切なリスク管理を行い経営の健全性の確保・自己資本の充実など堅実経営に努めてまいります。

また、地域社会の一員として当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に取り組んでおります。

### 預金等を通じた地域貢献

既存の預金商品のほか、下記の商品もご用意しております。

#### もおしん「子育て応援積金」

18歳未満のお子さまがいらっしゃるご家庭(妊娠中を含む)に金利を優遇する定期積金を販売しております。

大切な未来のために！  
もおしん「子育て応援積金」

18歳未満のお子さまがいらっしゃるご家庭(妊娠中を含む)に金利を優遇します。  
「とらぎ笑顔つぎつぎカード」をご持参下さい！

とらぎ未来クラブ

預入時のスーパー積金の店頭金利にお子さまの人数によって金利上乗せ致します！

お1人の場合	お2人の場合	お3人以上の場合
お1人 +年0.05%	お2人 +年0.075%	お3人以上 +年0.10%

平成25年4月1日現在

※お預け頂ける方々  
ご契約時点で当組合の営業区域内にお住まいの方で18歳未満のお子さまがいらっしゃるご家庭におきましては、標準利率とは別途優待により引き上げさせていただきます。

※毎月の積立金額  
毎月10,000円以上(積立単位：1,000円)

※お預け入れ期間  
3年以上5年以下

※中途解約時、お申し込み要領書の取扱い  
・原則として満期後の解約はできません。お引き寄せ満期日に解約される場合は次に有利な利率を計算し、お引き寄せ金額にさせていただきます。

※お申し込みから満期までの期間が12か月未満の場合・・・・解約時の優待利率  
目、お申し込みから満期までの期間が12か月以上の場合・・・・約定利率の100%

※お申し込みされた場合は、満期日(お預け期間)に相応する利率に引き上げ、または、約定利率より1%引き上げとする(お預け)の扱いによる優待利率の扱いになります。

※満期後の利率は、満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における標準利率で計算します。

真岡信用組合

〒302-0285 (22) 3401 真岡市 0285(72) 2903 真岡支店 0285(82) 6311  
〒302-0285 (22) 3521 芳賀郡 0285(67) 0118 真岡支店 0285(82) 6311  
©詳しくは、最寄りの窓口または渉外担当書にお尋ねください。

#### 「しんくみ相続信託」

お客さまのより安心できる資産管理を目指し、相続が発生した際、受取人の方が手続きに悩まされることなく資金をスムーズに受け取ることができる遺言代用信託商品「しんくみ相続信託」を取り扱っております。

商品のご案内

すぐ必要になるお金に備える

しんくみ 元本保証  
相続信託

「しんくみ」は、ご家族の頼り、引き出しやすい資金です。

しんくみのとき。

Shinkumi Bank  
信用組合  
しんくみ

### 取引先等への支援状況等

#### 新型コロナウイルスに関する「特別相談窓口」の設置について

令和2年2月18日(火)から新型コロナウイルスによる肺炎の感染拡大により、直接的・間接的に事業に影響を受ける法人・個人事業主のお客さまの経営や資金繰り等のご相談・ご要望にお応えするため、特別相談窓口を設置しております。お気軽にお申し付けください。

#### 「ものづくり企業展示・商談会2022」の共催

地元企業の販路拡大の支援、地域経済の活性化に貢献することを目的とした、関東圏内の製造業者を一堂に招いて開催する「ものづくり企業展示・商談会2022」を、足利銀行が主催、県内信用組合、信用金庫及び栃木県、栃木県信用保証協会が共催し、令和4年12月7日(水)に宇都宮市のマロニエプラザ大展示場で開催いたしました。

## 融資を通じた地域貢献

中小事業者及び地域の皆さまの資金ニーズに円滑にお応えするために、各種ローンをご用意しております。

### もおしんフリーローン「クイック」

お客さまの幅広い資金ニーズに対応するため、様々な用途にご利用可能なフリーローンを提供しております。

WEBからでもお申込ができて、お見積書、所得証明書が原則不要でスピーディーな審査が可能です。

### 職域提携企業向けローン

当組合と職域サポート契約をしていただいた企業・事務所等にお勤めの皆さまへ優遇サービスを提供する取り組みです。

### もおしん教育カードローン

入学金や授業料のお支払い等、お子さまの教育資金のサポートをいたします。在学期間中は必要な時に必要な分だけお借入いただけます。ご融資金額は最高500万円まで、カードで出し入れでき大変便利です。

フリーローンは、様々な用途にご利用できます。最大1,000万円までお申込みできます！

**もおしんフリーローン「クイック」**

お使いの自由！  
お借換えにも対応！

お見積書等不要！  
多額所得証明(原則)不要！

ご融資利率 年3.0%~14.0%

ご融資金額最高 1,000万円  
ご融資期間最長 10年

ご利用の目安

ご融資金額	10万円～1,000万円
ご融資期間	1～10年
ご返済方法	元金均等返済、元金元金均等返済、元金元金均等返済(ボーナス返済あり)
ご返済回数	12回～120回
ご返済利率	年3.0%～14.0%
ご返済開始時期	ご借入れ後1～12ヶ月
ご返済開始回数	1～12回
ご返済開始時期	ご借入れ後1～12ヶ月
ご返済開始回数	1～12回
ご返済開始時期	ご借入れ後1～12ヶ月
ご返済開始回数	1～12回

真岡信用組合

日頃お仕事でお忙しい皆さま、当組合がしっかりサポートします！

## 職域提携企業向け

対象商品  
フリーローン  
カーライフローン  
奨学ローン  
リフォームローン  
目的ローン

当組合と「職域サポート契約」を締結している事業所にお勤めの皆様に対し、当組合通常ローン商品の基準金利より

**年0.5%**  
優遇いたします。

職域提携制度とは  
当組合と職域サポート契約を結んでいる企業・事業所等にお勤めの皆様へ優遇サービスを提供する取組です。

ご利用いただける方  
当組合と「職域サポート契約」を締結されている事業所等に勤務する従業員等(代表者・役員の方も含まれます)  
お申込時の年齢が20歳以上、かつ勤続1年以上の方、保証会社の保証が得られる  
※保証会社及び保証料の費用に応じて優遇利率から差し引く。優遇利率と融資金額を決定します。  
※融資金額によっては「実質年率」が異なる場合がございます。あらかじめご確認ください。

真岡信用組合

**もおしん教育カードローン**

ご融資金額 最高500万円

ご融資利率 固定年 3.9%

いつでも簡単 カードで出し入れ

ご融資金額	10万円～500万円
ご融資期間	1～10年
ご返済方法	元金均等返済、元金元金均等返済、元金元金均等返済(ボーナス返済あり)
ご返済回数	12回～120回
ご返済利率	年3.9%～14.0%
ご返済開始時期	ご借入れ後1～12ヶ月
ご返済開始回数	1～12回
ご返済開始時期	ご借入れ後1～12ヶ月
ご返済開始回数	1～12回
ご返済開始時期	ご借入れ後1～12ヶ月
ご返済開始回数	1～12回

真岡信用組合

商品要項及び上記以外の商品については、最寄りの窓口またはホームページでご確認下さい。

## 「しくみ食のビジネスマッチング展」

信用組合のお取引先に、新たなビジネスチャンスの創出やビジネスパートナーとの出会いの場を提供し、販路開拓・新商品開発・商品PR・販売促進等を通じて、事業の発展ならびに地域振興に繋げていただくことを目的とした「2022しくみ食のビジネスマッチング展」を本年も、新型コロナウイルス感染症対策として展示商談サイトを立ち上げ、オンラインで令和4年10月3日(月)から11月30日(水)まで開催いたしました。

当組合は、今後もお客さまのニーズにあったビジネスマッチングの機会を提供してまいります。

## 地域サービスの充実

### もおしんインターネットバンキング、ペイジー(Pay-easy)

「もおしんインターネットバンキング」では各種取引照会、振込振替、総合振込、給与・賞与振込などに加え、「でんさいネット」もご利用になれます。セキュリティ対策も行っており、安心してご利用いただけます。

また、ペイジー(Pay-easy)をご利用いただくと手数料無料で場所を選ばず簡単に税金や国民年金保険料、ネットショップでのお買い物の支払いができます。

### 国民年金基金とiDeCo(イデコ)

国民年金基金は自営業・フリーランスの皆さまの国民年金に上乗せする公的な年金制度です。税制優遇を受けていただきながら、老後の生活に備えることができます。

iDeCo(イデコ)は自分で積み立てて、自分で育てる、公的年金への上乗せ年金です。

国民年金基金、iDeCo(イデコ)への加入をご希望のお客さまは、最寄りの店舗にて加入受付を行っています。

## もおしん インターネットバンキング

**1. 簡単**

新たな機器や専用端末を購入する必要がなく、インターネットに接続できるパソコンがあれば、ご利用することができます。

**2. 便利**

事務所にいながら、預金残高や入出金明細などの照会、振込・振替、総合振込、給与(賞与)振込が行なえるので、経理事務の省略化が図れます。

**3. 経済的**

お振込手数料は窓口よりお安くご利用いただけますので、経費削減が図れます。

**4. 安心**

ワンタイムパスワードまたは、クラウド証明書をご利用いただけます。

サービス内容のご案内

**【各種取引照会】**

ご登録いただいたご利用口座の残高照会・入出金明細照会を行うことができます。

**【給与・賞与振込】**

ご登録いただいたご利用口座から、指定した従業員等の口座、日付、金額を指定し振込を行うことができます。  
(※法人・個人事業主のみ振込が可能です。)

**【振込振替】**

当組合本店のほか、他行にもお振込ができます。お振込指定日はもちろんのこと、お振込指定日の2日前までのご予約も可能です。

**【総合振込】**

ご登録いただいたご利用口座から、取引毎に振込先口座情報、振込日、金額を指定し、複数の振込を一括で行うことができます。

・もおしんインターネットバンキングをご利用いただくには、当組合に当座預金口座または普通預金口座が必要です。  
 ・インターネットが接続できる環境とメールが受信できるメールアドレスが必要となります。  
 ・利用手数料については、法人・個人事業主のみ、月額1,100円(税込)を毎月代表口座からお引き落としさせていただきます。なお、総合振込、給与・賞与振込サービスをご利用の場合は、月額3,300円(税込)となります。  
 ・振込手数料は、振込ごとに指定の手数料をお支払いいただけます。  
 ・給与(賞与)振込および口座振替をご利用いただく際には、別途申込みが必要となります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

真岡信用組合

# 夢を、

# 上乗せ しよう。

merit 1

65歳から  
一生優  
受け取れます

merit 2

贈金の時も  
受取の時も  
変動しません

merit 3

貯金が  
お上之に  
なりません

merit 4

掛け捨て  
には  
なりません

merit 5

受取額や  
受取期間に合わせて  
自由に設定  
できます

## 国民年金基金

《国民年金基金とは》自営業、フリーランスなどの方々のため、老齢基礎年金に上乗せして、より豊かな老後を保障する公的な年金制度です。国民年金基金制度には、税制上の優遇措置があります。

2023年4月現在

### 当組合ATM手数料が終日無料

もおしんのキャッシュカードなら当組合ATM手数料が終日無料となります。

土日祝日も無料でご利用いただけます。

もおしん

のキャッシュカードなら

当組合ATM 終日 無料!

### とちまるネット(ATM地域連携)

栃木県内7つの金融機関(真岡信用組合・那須信用組合・足利銀行・栃木信用金庫・佐野信用金庫・大田原信用金庫・烏山信用金庫)が提携し、平日(8:45~18:00)のATMお引き出し手数料が無料となっております。

平日  
ATM手数料  
無料

真岡信用組合

那須信用組合

足利銀行

栃木信用金庫

佐野信用金庫

大田原信用金庫

烏山信用金庫

## 文化的・社会的貢献に関する活動



### 「しんくみピーターパンカード」の寄付金を寄付

令和4年9月2日(金)、当組合と那須信用組合、全国信用協同組合連合会、(株)オリエントコーポレーション、栃木県信用組合協会の5団体の協力で、「特定非営利活動法人そらいろコアラ」に22万円を寄付しました。

### 「道路クリーン運動」の実施

令和4年9月3日(土)、真岡市及び芳賀郡内の清掃活動「道路クリーン運動」を役職員84名により実施しました。

今後も清掃活動を継続し、地域の美化づくりに貢献してまいります。



### 「愛の献血活動」の実施

令和4年9月6日(火)、令和5年3月3日(金)の両日、本店駐車場において献血活動を行いました。

当組合職員のほか、近隣住民の方からもご協力いただきました。

### 「交通安全講習」の開催

令和4年11月から12月にかけて真岡警察署交通課職員の方を講師に迎え「交通安全講習」を4回に分け開催しました。

役職員全員が受講し、交通安全思想の普及・浸透、交通ルールの遵守と交通マナーの実践、交通違反及び交通事故防止の徹底を図りました。

今後も役職員一同「交通安全」を心がけ、交通事故及び違反防止に努めてまいります。



# 概要及び方針

## 経営理念

### 地域の発展に奉仕します。

当組合は、協同組織金融機関の基本理念を持って、地域社会に奉仕の精神で貢献し、地域の人々から親しまれ、かつ、信頼される組合を目指します。

## 主要な事業の内容

### A. 預金業務

- (イ) 預金・定期積金  
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。
- (ロ) 譲渡性預金  
取扱っておりません。

### B. 貸出業務

- (イ) 貸付  
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
- (ロ) 手形の割引  
銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

### C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

### D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

### E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

### F. 外国為替業務

取扱っておりません。

### G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

### H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

### I. 附帯業務

- (イ) 債務の保証業務
- (ロ) 有価証券の貸付業務
- (ハ) 国債等の引受け
- (二) 代理業務
  - (a) 全国信用協同組合連合会、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策金融公庫等の代理貸付業務
  - (b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
  - (c) 日本銀行の歳入復代理店業務
  - (木) 地方公共団体の公金取扱業務
  - (ハ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
  - (ト) 保護預かり及び貸金庫業務
  - (チ) 国債の窓口販売
  - (リ) 保険商品の窓口販売
  - (ヌ) 個人型確定拠出年金の受付業務
  - (ル) 信託会社・信託業務を営む金融機関の代理業務(業務の媒介を含む)
    - (a) オリックス銀行株式会社
  - (ヲ) 振替業
  - (ワ) 両替
  - (カ) 地域活性化等業務
- (三) 電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

## お客さま本位の業務運営についての基本方針

真岡信用組合は、当組合の経営理念に基づき、地域社会に奉仕の精神で貢献し、地域の人々から親しまれ、かつ信頼される金融機関を目指すこととし、以下の基本方針を策定いたしました。

この方針を全役員で共有・実践し、定期的に検証・見直しをすることによって、これまでの活動を通じて築かれたお客さまとの信頼関係を更に高めてまいります。

### 1. お客さまの最善の利益の追求

- ・お客さまの立場にたち、お客さまの取引目的、知識、取引経験、資産状況などを十分に把握して、お客さまのニーズに合った金融商品や金融サービスの提供に努めてまいります。
- ・お客さまからの相談には誠意をもって迅速に対応し、ご要望・苦情は業務運営の改善に活かしてまいります。

### 2. 利益相反の適切な管理

- ・既に公表しております「利益相反管理方針」に基づき、お客さまの利益が不当に損なわれることがないように対応してまいります。

### 3. 重要な情報の分かりやすい提供

- ・金融商品や各種サービスを提案する際には、当該商品、サービスの説明に加え、リスクや手数料など重要な情報を分かりやすくご説明いたします。

### 4. 職員に対する適切な動機づけ等

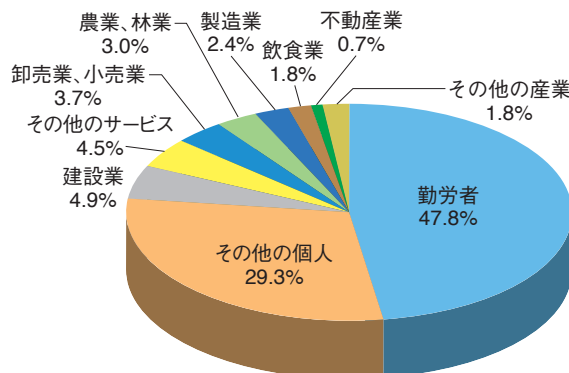
- ・お客さまのニーズに合った最適なサービスの提供と、金融商品の提案・販売を行うため、職員への研修や勉強会、各種資格取得の推奨等を通じて人材育成に努めてまいります。

## 組合員の推移

(単位:人)

区分	令和3年度末	令和4年度末
個人	12,995	12,897
法人	1,170	1,180
合計	14,165	14,077

## 組合員の業種別構成



# 経営状況

## ■ 主要な経営指標

### 預金・貸出金の推移

#### 預金の状況

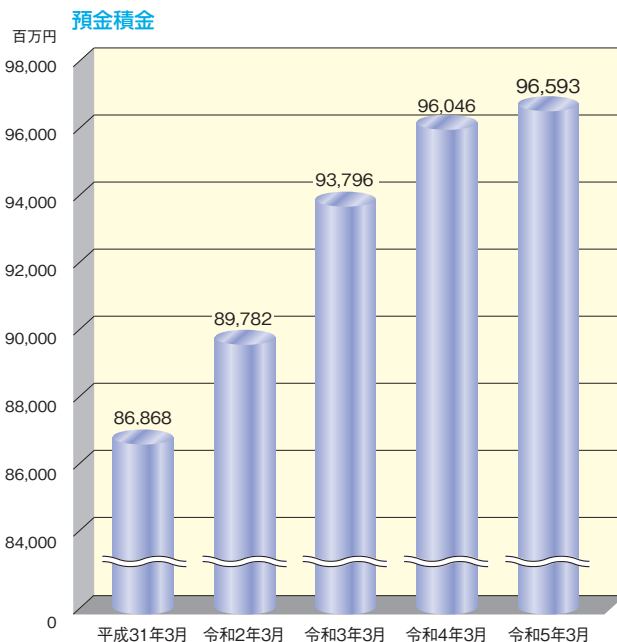
**Q** どの地域から預かっていますか？

**A** 当組合は、協同組織金融機関の相互扶助の基本理念のもと、地域密着型の金融機関として、営業エリア内に居住される方と、事業を営まれる中小事業者、そこに勤務される方々を対象に営業しております。

**Q** どのような方から預かっていますか？

**A** 当組合とお取引いただいております方々は、勤労者、年金受給者、農家、各種の中小事業者など、各営業店の近くで、その地域と深い関わりを持って生活されている方々ばかりです。

3月末でご預金のお取引先は31,929人の個人の皆さまと、2,183先の法人等となり、預金残高は普通預金を中心に5億円増加し、965億円となりました。



#### 貸出金の状況

**Q** どのように運用されていますか？

**A** お預かりしておりますご預金は、「貸出金」として営業エリア内の中小事業者や事業経営者、勤労者の方々にご融資しております。

また、いつでも皆さまの普通預金や当座預金などのお支払いに応じられるよう、「支払準備資金」として安全で堅実な系統機関への「預け金」、国債や地方債、また一定水準以上の高い格付けの事業債などに投資し、安定した利息収入の確保を目指し運用しております。

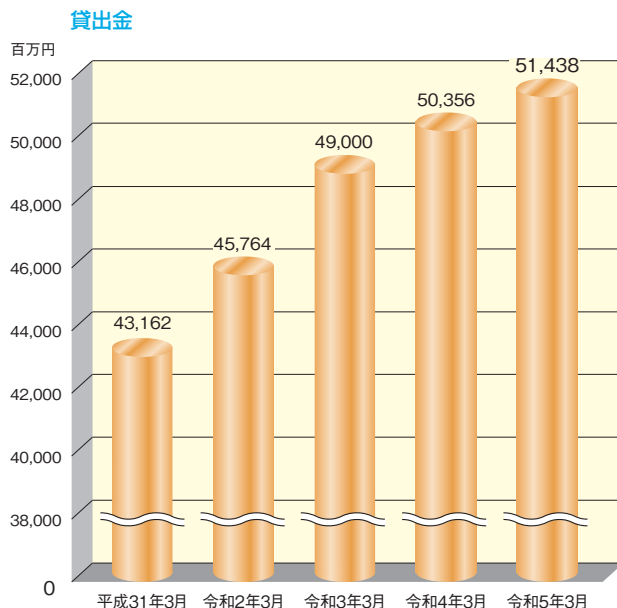
**Q** どのような方に融資されていますか？

**A** 製造業や小売業、サービス業など中小企業に対する貸出金が71.3%、勤労者・個人世帯などへの貸出金が28.7%となっております。

ご融資のうち中小事業者向けの事業資金の用途は、工場建設資金や機械設備資金などのいわゆる「設備資金」と、手形の割引や商品の仕入れ資金などの「運転資金」です。

また、勤労者の多くの方々には、主に「住宅関連資金」や「生活関連資金」として幅広くご利用いただいております。

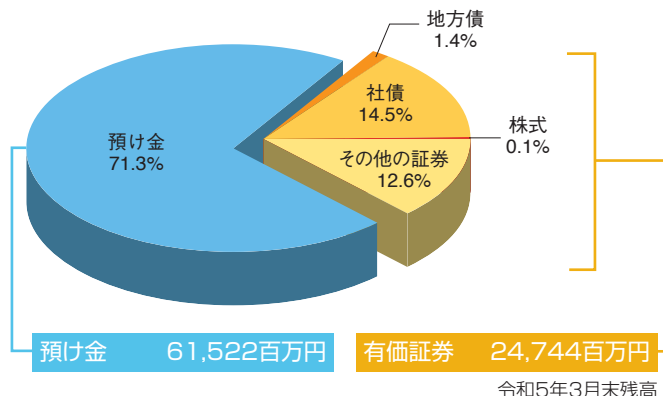
3月末の貸出金残高は太陽光関連融資を中心とした事業性資金が伸び、514億円となりました。



#### 貸出金以外の運用について

当組合は、お客さまからお預かりしておりますご預金は、「貸出金」としてのご融資のほか、預け金や有価証券等により運用を行っております。

このうち、預け金は主に全国信用協同組合連合会の定期預金に、有価証券は地方債をはじめ社債など高格付の債券を中心に運用しております。



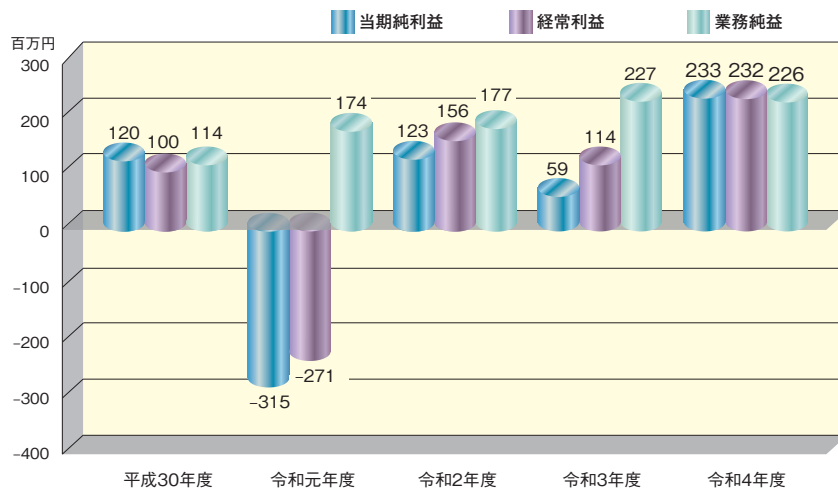
# 経営状況

## 当期純利益、経常利益、業務純益の推移

業務純益は、預金・貸出金・有価証券利息などの収支である「資金利益」、各種手数料の収支である「役務取引等利益」、債券などの収支である「その他業務利益」を合計した「業務粗利益」から、「経費」および「一般貸倒引当金繰入額」を差し引いたものです。信用組合の本来的な業務に関する収益力を表しており、一般企業の「営業利益」にあたります。

経常利益は、「経常収益」から「経常費用」を差し引いたものです。

また、当期純利益は「経常利益」にその年限りの特別な利益や損失を加減して、税金を差し引いた後の最終的な利益のことです。

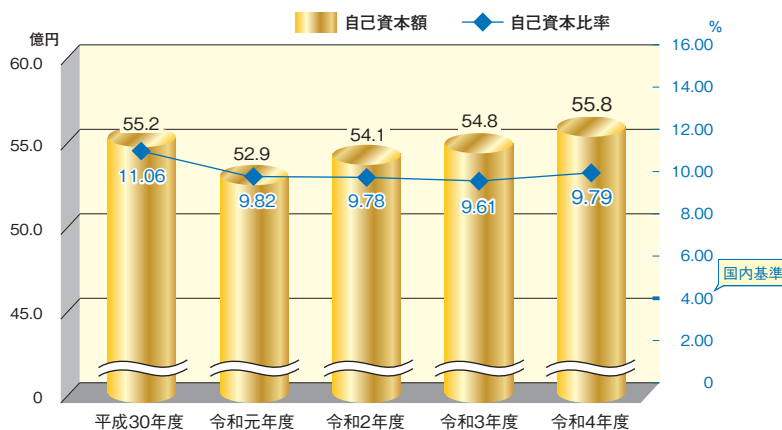


## 自己資本額・自己資本比率の推移

自己資本比率は、信用リスク・アセット(総資産のうち、万が一の場合に貸倒れの可能性がある資産)等に対して、出資金などの自己資本がどれだけあるかを示す指標のことです。多額の貸出金の回収ができないような場合には、自己資本を取り崩して処理することとなる可能性もあります。自己資本が大幅に減ってしまうと、経営が困難となってきます。また、金融機関には自己資本比率規制が課せられております。

自己資本比率規制とは、自己資本比率を一定水準以上に保つことによって、経営の健全性を確保しようとするもので、重要な指標の一つとなっています。国内のみで営業を行う金融機関は4.0%以上の自己資本比率が求められております。

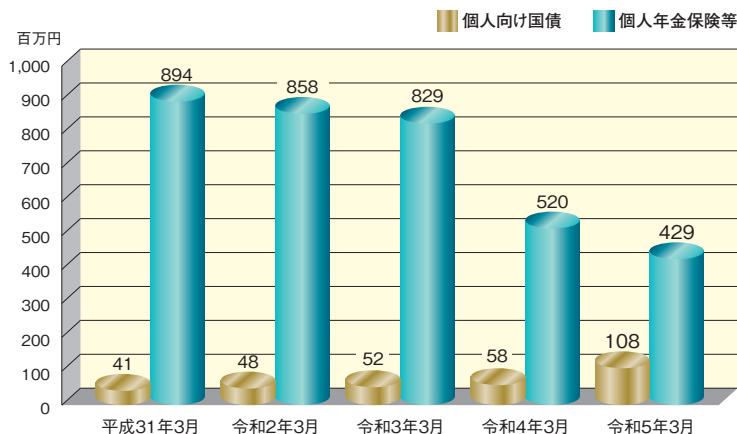
令和4年度は当期純利益の計上から自己資本が増加、貸出金が増加した一方で有価証券が減少し、リスクアセットはほぼ横ばいだったことから、自己資本比率は9.79%となりました。引き続き国内基準の4.0%を大幅に上回っており、健全な財務内容であることに変わりありません。



## 預り資産の状況

### 預り資産(個人向け国債、個人年金保険等)の状況

多様化するお客さまの資産運用ニーズにお応えし、個人向け国債・個人年金保険等の商品を取り扱っております。今後も経済情勢、金利動向を踏まえお客さまの資産運用のお手伝いをしてまいります。





## 『資産自己査定債務者区分』と『金融再生法開示債権』及び償却・引当方針

資産自己査定 (対象債権:総与信)		金融再生法開示債権 (対象債権:総与信)		償却・引当方針	
債務者区分		区分			
破綻先		破産更生債権及びこれらに準ずる債権		個別貸倒引当金	担保・保証等による保全のない部分に対して100%を償却・引当
実質破綻先					
破綻懸念先		危険債権		一般貸倒引当金	担保・保証等による保全のない部分に対して、過去の貸倒実績に基づいた3年分の予想損失額を引当 但し、貸倒実績率が50%未満の場合は50%の額を引当
要注意先	要管理先	要管理債権 (貸出金)			
	その他要注意先	正常債権			
	正常先				
					過去の貸倒実績に基づいた3年分の予想損失額を引当
					過去の貸倒実績に基づいた1年分の予想損失額を引当

\*総与信とは、貸出金と貸出金に準ずる債権(未収利息、仮払金、債務保証見返等)を含んだ合計額です。

## 金融再生法開示債権の状況

(単位:百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,289	1,439	150
危険債権	110	129	19
要管理債権	148	467	319
三月以上延滞債権	—	0	0
貸出条件緩和債権	148	467	319
不良債権合計(A)	1,548	2,036	488
正常債権	48,855	49,443	588
総与信残高(B)	50,403	51,480	1,077

## 対総与信残高比

(単位:%)

区 分	令和3年度	令和4年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2.55	2.79	0.24
危険債権	0.21	0.25	0.04
要管理債権	0.29	0.90	0.61
三月以上延滞債権	—	0.00	0.00
貸出条件緩和債権	0.29	0.90	0.61
総与信残高に占める割合(A/B)	3.07	3.95	0.88

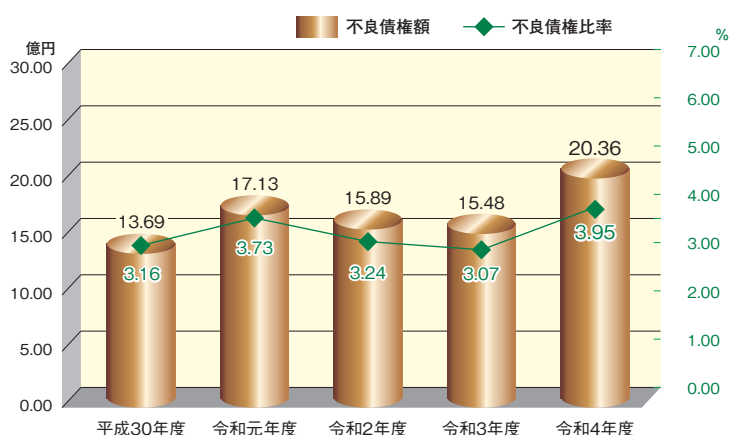
## 不良債権額・不良債権比率の推移

資産の健全性による経営体質の強化を重点施策と位置づけております。

金融再生法開示債権は貸出金・未収利息・債務保証見返等全ての債権(但し、要管理債権は貸出金のみ)について、厳正、厳格な自己査定を実施した結果に基づいております。

不良債権は令和4年度(令和5年3月末)20.36億円ありますが、このうち6.03億円は担保や保証で、10.81億円は貸倒引当金を計上しております。

不良債権に対する保全率は82.7%と資産の健全性は十分に確保しております。

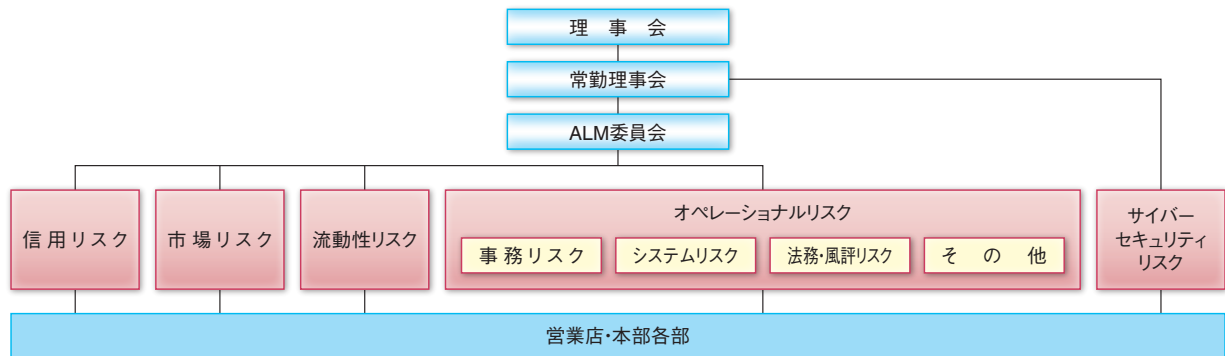


# リスク管理態勢

金融機関を巡る経営環境のさまざまなリスクが高度化・複雑化するなか、これらのリスクを適格に把握し対応していくことが金融機関経営の重要な課題となっております。

そこで当組合では、リスク管理に関する諸規程を整備するとともに、「ALM委員会」の定期的な開催などにより、各リスクをより正確に把握・分析し適正にコントロールしております。さらに内部管理態勢として、監査部では経営と業務の健全性を確保するため、本部及び営業店の内部管理の適切性、有効性を検証し問題の発見とともに評価やその改善手段の提言を行っております。

## ■ リスク管理体制図



## ■ 信用リスク管理態勢

信用リスクとは、債務者、有価証券の発行者等相手方の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価については、小口多数取引の推進によるリスクの分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中リスク抑制のため、大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析を行っております。

貸倒引当金は、「貸出金等自己査定基準書」及び「償却・引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しており、結果については公認会計士の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

## ■ 市場リスク管理態勢

組合のバランスシート(資産・負債)は、その大半が預金や貸出金、有価証券等の金融商品で占められておりますが、これらの金融商品には、金利や株価、為替相場等の変動によりその価格が変動し、損失を被るリスク(市場関連リスク)があります。こうした市場関連リスクは、場合によっては損失をもたらしますが、一方でリスクが大きいほど収益が増大する可能性も持ち合わせております。したがって、収益をあげるためには、許容範囲内で一定のリスクを取っていくことが必要になります。ただし、予期せぬ市場変動によりリスクが顕在化し、組合に多額の損害を与えるようなことがあってはなりません。そのためには、リスクを適正にコントロールし、収益性と健全性を両立させていくことが必要になります。

当組合では、市場関連リスクを適正にコントロールし、収益性と健全性を両立させていくため、市場関連リスクの統合管理を行っております。具体的には、ギャップ分析や時価評価分析、BPV、VaR、IRRBB等のリスク指標を活用して、定期的(に)リスクのモニタリング・分析を行っております。分析結果等はALM委員会へ報告し、内容を協議するなど適切なリスク管理に努めております。また、定期的に理事会へ報告しております。

## ■ 流動性リスク管理態勢

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出などにより資金繰りに支障をきたす場合や、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことをいいます。

当組合では、金融機関として健全な経営体質を維持し、お客さまから信頼されることが基本であると認識し、管理態勢の強化に努めております。資金繰り管理担当部署が日々、運用と調達状況を管理し安定的な資金繰りの確保に努めております。ALM委員会ではリスク量の把握や資金繰りのチェックを行い、定期的に理事会へ報告しております。

また、不測の事態が生じた際の対応策を定めるとともに、資金調達にも即時に対応できるよう体制整備を図り、万全を期しております。

## ■ オペレーショナルリスク管理態勢

オペレーショナルリスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムの不適切や外生的な事象などにより被るリスクなどをいいます。

### ① 事務リスク管理

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことをいいます。

事務リスクについては、本部各部が事務の厳正化、効率化に努めております。事故の未然防止のために監査部による監査を営業店、本部に対して実施しているほか、各店舗においても毎月店内検査を行っております。さらに、営業店への臨店事務指導や各種研修の開催を通じて事務能力の向上を図るなど、リスクの軽減に取り組んでおります。

また、多様化・複雑化した金融商品の増加に伴い、お客さまに商品内容をよくご理解していただき、安心してご利用いただけるよう適切かつ丁寧にご説明するよう心がけております。

### ② システムリスク管理

コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスクのことをいいます。

当組合が加盟しているSKCセンターでは、災害、回線障害やコンピューター犯罪等に対する安全対策として、コンピューター回線の二重化やバックアップセンターの稼働により、万一の障害にも対応できる体制を整備しております。

また、顧客データに関しては、個人情報保護規程に基づきお客さまの情報は適正な方法で入手し、厳正な管理・運営体制により取り扱うなど、情報の漏洩防止策を講じております。

### ③ 法務リスク管理

組合の運営やお客さまとの取引等において、法令や組合内規程等に違反する行為並びにその恐れのある行為(コンプライアンス違反行為)が発生し、信用失墜や法的な責任追及を受けることにより損失を被るリスクのことをいいます。

当組合では、法令等遵守の徹底については最重要項目として取り組んでおります。

### ④ 風評リスク管理

金融機関自身の行為や状況、および第三者の行為により生じた風評などによって損失を被るリスクのことをいいます。

当組合では、このリスクが他のリスクに連動する重大性を認識し、お客さまからの苦情や要望などに対しては担当部署が速やかに経営陣へ報告し、適切な対応を行っております。

## ■ 統合的リスク管理

金融機関が顧客からの信頼を得るには、高い健全性を維持することが必要となります。そのためには、自己資本の充実度をリスク対比で検証するとともに、リスクテイクを経営体力の範囲内に抑制して、経営の健全性を確保することが必要です。

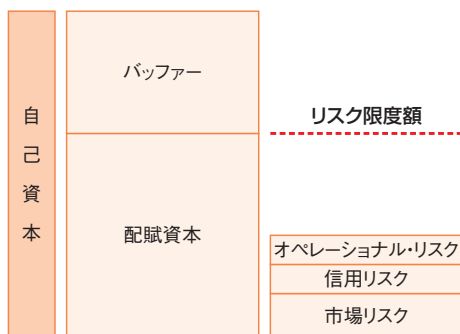
自己資本は、リスクが顕在化したときの最後の切り所であり、期間収益を超える損害を被ったときは、自己資本を取り崩してその損害を埋めなければなりません。したがって、金融機関がとることのできるリスク量は、備えである自己資本の多寡によって制約されます。より大きなリスクを取るには、自己資本の充実が求められます。

金融機関は、リスクが顕在化して自己資本を毀損することがあっても、自己資本比率4%を割り込む事態は回避しなければなりません。そこで、リスク量の限度となる指標は、自己資本比率4%の水準に必要な自己資本(バッファー)を控除した額(配賦可能自己資本)としております。

リスク管理の上で、配賦可能自己資本から信用リスクとオペレーショナルリスクを差し引いて残った自己資本で市場リスクをカバーするものとしてリスクリミットと位置付けています。リスク量がリスクリミットに抵触しないように運用することで、リスクが顕在化した場合における経営危機を回避することにつながります。リスクの計量化は、一般的な方法であるVaRによって算出されたリスク量としております。

なお、市場リスクを管理する上で、リスクリミットに至る手前での警告水準(アラームポイント：リスクリミットの90%)を設け、リスクリミット超過を事前に回避するための対応を検討するようしております。

計測した内容は月次でALM委員会に報告し、アラームポイント、リスクリミット抵触時には、ポジションの変更や損切り等のリスク削減策の検討が行われる仕組みとなっております。



#### 《リスク量の計測方法》

- 信用リスク  
バーゼルⅢにおける標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額の1.5%相当額
- 市場リスク  
VaR(保有期間 60日、信頼区間 99%、観測期間 5年間)
- オペレーショナル・リスク  
バーゼルⅢにおける基礎的手法により算出した額  
(直近3年間の業務粗利益の平均値 × 15%相当額)

# リスク管理態勢

## ■ サイバーセキュリティリスク管理

「サイバーセキュリティリスク」とは、「サイバー攻撃」(情報通信ネットワーク・情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由した不正侵入、情報の窃取・改ざん・破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やDDoS攻撃等)により、当組合のサイバーセキュリティが脅かされ、損失を被るリスクのことをいいます。

当組合では、サイバーセキュリティへの対応を強化するため、サイバーセキュリティ管理体制の構築や、サイバーセキュリティ管理の基本方針、体制を定める「サイバー攻撃対応要領」「サイバー攻撃対応コンティンジェンシープラン」を制定し、サイバーセキュリティ事案の未然防止や予兆管理の検討、またサイバーセキュリティ事案発生時には、迅速な復旧に向けた対応策、被害拡大防止策、再発防止策の策定などの検討を実施しています。

また、サイバーセキュリティリスクを常勤理事会の指示のもと当組合全体で管理すべきリスクと認識し、管理強化に取り組んでいます。

## 法令遵守体制

信用組合は、「中小企業等協同組合法」や「協同組合による金融事業に関する法律」などをはじめとする各種法令の適用を受けております。

当組合は、金融機関として社会性・公共性に対する信頼性を損なうことがないよう遵守すべき法令に従い、企業倫理を実践できる体制の整備に取り組んでいます。

具体的行動規範の「コンプライアンス・マニュアル」や具体的実践計画の「コンプライアンス・プログラム」を制定し、役職員一丸となってこれに取り組み、リスク管理体制の確立とともに経営の重要課題として位置づけています。

## 顧客保護管理体制

当組合では、与信取引に関する適切かつ十分な説明、情報漏えい防止のための管理、その他金融機関の業務に関して顧客保護や利便性の向上のための適切な業務の管理に十分留意しています。

### 《 顧客保護等管理方針 》

- ・ 当組合は、法令ルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客様の正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取り組みを行ってまいります。
- ・ 当組合は、お客様への説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
- ・ 当組合は、お客様からのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が保護されるよう努めてまいります。
- ・ 当組合は、お客様の情報を、適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客様の同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客様の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
- ・ 当組合が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客様の情報の管理やお客様への対応が適正に行われるよう、努めてまいります。

### 《 金融商品に係る勧誘方針 》

当組合は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、適正な勧誘を行います。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況および金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適切な情報提供と商品の勧誘を行います。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の内容やリスク等の重要事項について説明いたします。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、断定的な判断の提供や事実と異なる説明など、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 当組合は、深夜や早朝などの不適切な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、お客様に対し適切な勧誘ができるよう、研修等を通じて役職員の知識の向上や組合内におけるルールの整備に努めます。

### 《 個人情報保護宣言 》

当組合では、個人情報保護および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等(以下、「法令等」といいます。)を遵守して以下の考え方に基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載し、本店及び各支店窓口等に掲示(備付ける)することにより、公表します。

詳細はホームページをご覧ください。

# 利益相反管理方針

## 1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下、「法令等」といいます。)を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下、「商品等」といいます。)を利用し又は利用しようとする方(以下、「お客様」といいます。)の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

## 2. お客様の利益が不当に害されないための利益相反管理について

当組合は、当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および本基本方針に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

## 3. 利益相反管理の対象となる取引(対象取引)と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間、及び、当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引(以下、「対象取引」といいます。)として、以下の①、②に該当するものを管理いたします。

- ① お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること
- ② ①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること

また、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括者(又は総務部)により、適切な特定を行います。

## 4. 利益相反取引の種類

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- (1) お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引
- (2) お客様に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引
- (3) お客様から入手した情報を不当に利用して当組合または他のお客様の利益を図る取引

## 5. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当組合に利益相反管理統括部署(総務部)を設置し、利益相反管理に係る当組合の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存します。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせるにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性および有効性について定期的に検証いたします。

- (1) 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又はお客様との取引の条件又は方法を変更する方法
- (3) 対象取引又はお客様との取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法

## 6. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当組合のみとなります。

# マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策方針

当組合は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策(以下「マネロン・テロ資金供与」という)に関する方針を以下の通りとして、一元的な内部管理態勢を構築する。

## 1. 組織体制・責任者

当組合は、コンプライアンス部署担当役員をマネロン・テロ資金供与組合内責任者とし、コンプライアンス部署をマネロン・テロ資金供与責任部署とする。

## 2. 顧客の管理方針

当組合は、顧客との取引時確認に際して、公的地位等の顧客属性に即し対応策を実施するなど、リスクベースアプローチの考え方に則った適切な措置を講じる。さらに、顧客取引の定期的な調査及び分析の結果を記録し、それらの記録を活用してリスク評価書を作成し、対応策を検討見直す。

## 3. 経営管理

第1線は、顧客と接点のある営業部門が方針や手続等に基づき対応する。

第2線は、担当役員等を中心に、コンプライアンス部署が第1線を継続的にモニタリングする。

第3線は、マネー・ローンダリング等防止にかかる必要な検査を監査部が実施する。

## 4. 従業員研修の方針

当組合は、取引時確認や取引記録の作成などの顧客管理が適切に行われるよう、職員への研修を継続的に実施する。

## 5. 疑わしい取引の報告態勢

当組合は、業務内容に応じた規定や整備されたシステムによる日常的なモニタリングの結果、検知した疑わしい顧客や取引等を適切に処理し、当局に対して速やかに届け出る態勢を構築する。

## 当組合の保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。  
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。
- 当組合は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合が取扱う一部の商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金等に制限が課せられています。

(1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。

- ① 当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
- ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

(2) 「前記(1)に該当する当組合の組合員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます)を、次の金額以下に限定させていただきます。

- ① 生存または死亡に関する保険金額等: 1,000万円
- ② 疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
  - (a) 診断等給付金(一時金形式) : 1 保険事故につき100万円
  - (b) 診断等給付金(年金形式) : 月額換算5万円
  - (c) 疾病入院給付金 : 5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】\*合計1万円
  - (d) 疾病手術等給付金 : 1 保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】  
\*合計40万円

- 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。

なお、ご相談・照会・手続き等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただきます。

- 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

真岡信用組合 総務部

電話番号: 0285-82-3496

受付時間: 当組合営業日の午前9時～午後5時

## 反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

### 1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

### 2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、栃木県銀行警察連絡協議会、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

### 3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

### 4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

### 5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

## 報酬体系について

### ●対象役員

当組合では理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法      b. 決定時期と支払時期

#### (2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位: 百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	54	85
監 事	9	15
合 計	63	100

- 注1. 上記は、協同組織による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。  
2. 支払人数は、理事は11名、監事は4名です(退任役員を含む)。  
3. 上記以外に支払った役員退職慰労金は、理事 21,000千円、監事 6,500千円です。

#### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

### ●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任、退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

# 当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

\*苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

## 当組合へのお申し出先

「お取引先店舗」または「総務部」をお願いいたします。

### 総務部

住 所：栃木県真岡市並木町一丁目13番地1  
 電話番号：0285-82-3496  
 受付時間：午前9時～午後5時  
 （土日・祝日および金融機関の休日を除く）

苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合総務部へご相談ください）。

名 称	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電話番号	03-3567-2456
受付日 時 間	月～金(祝日及び金融機関休業日を除く) 午前9時～午後5時

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総務部またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

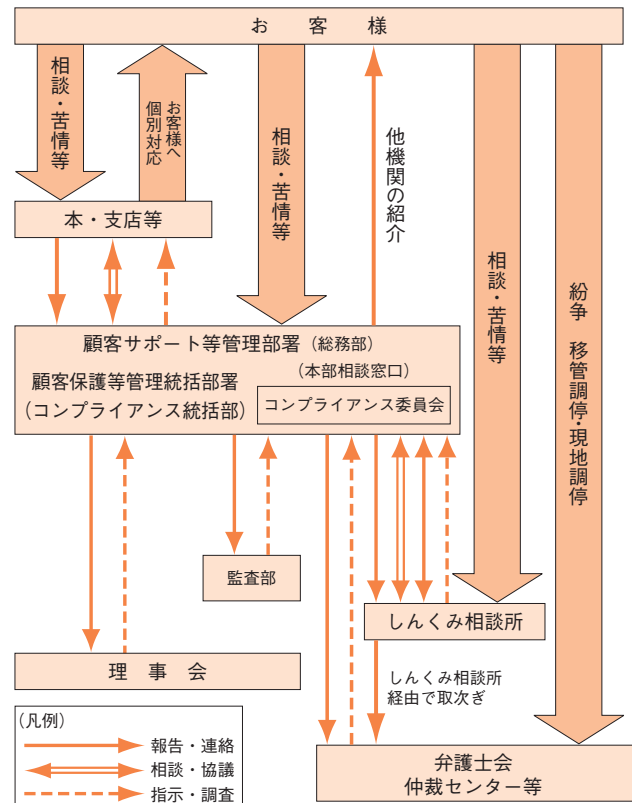
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	
電 話	03-3581-0031	
受付日 時 間	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～16:00	
ホームページ	<a href="https://www.toben.or.jp/bengoshi/">https://www.toben.or.jp/bengoshi/</a>	
名 称	第一東京弁護士会 仲裁センター	
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	
電 話	03-3595-8588	
受付日 時 間	月～金(除 祝日、年末年始) 10:00～12:00、13:00～16:00	
ホームページ	<a href="https://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/kinyu.html">https://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/kinyu.html</a>	
名 称	第二東京弁護士会 仲裁センター	
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	
電 話	03-3581-2249	
受付日 時 間	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～17:00	
ホームページ	<a href="https://niben.jp/legaladvice/soudan/chusai/">https://niben.jp/legaladvice/soudan/chusai/</a>	

名 称	生命保険相談所 (一般社団法人 生命保険協会)	そんぽADRセンター (一般社団法人 日本損害保険協会)
住 所	〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1	〒101-8335 千代田区神田淡路町2-9
電 話	03-3286-2648	0570-022808
受付日 時 間	土・日、祝日、年末年始を除く 9:00～17:00	月～金 (祝・休日、年末年始を除く) 9:15～17:00

当組合は、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等については、本支店または総務部で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取組みます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総務部が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

当組合の苦情受付・対応態勢（2016年4月1日現在）





# 資料編



## ■ 貸借対照表(資産の部)

(単位:千円)

科 目 (資産の部)	金 額	
	令和3年度	令和4年度
現金	860,764	847,045
預け金	63,863,909	61,522,247
買入金銭債権	200,000	—
有価証券	26,721,160	24,744,965
地方債	1,362,880	1,181,311
社債	13,916,476	12,535,482
株式	120,500	120,500
その他の証券	11,321,304	10,907,671
貸出金	50,356,596	51,438,491
割引手形	34,473	32,612
手形貸付	4,150,011	4,039,355
証書貸付	44,530,609	45,819,588
当座貸越	1,641,501	1,546,934
その他資産	667,048	665,805
未決済為替貸	7,540	5,781
全信組連出資金	455,000	455,000
前払費用	16,645	20,892
未収収益	138,001	142,801
その他の資産	49,861	41,330
有形固定資産	1,438,018	1,357,595
建物	888,895	841,528
土地	415,625	405,155
リース資産	2,739	2,191
その他の有形固定資産	130,758	108,720
無形固定資産	13,022	11,890
ソフトウェア	8,616	7,637
その他の無形固定資産	4,405	4,253
繰延税金資産	30,816	47,122
債務保証見返	20,952	15,541
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△ 1,150,695 (△ 955,518)	△ 1,117,202 (△ 1,007,294)
資産の部合計	143,021,594	139,533,504

## ■ 貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位:千円)

科 目	金 額	
	令和3年度	令和4年度
<b>(負債の部)</b>		
<b>預金積金</b>	<b>96,046,735</b>	<b>96,593,770</b>
当座預金	137,425	139,397
普通預金	40,734,706	42,382,552
貯蓄預金	174,837	178,725
通知預金	34,998	57,872
定期預金	49,239,888	48,618,395
定期積金	5,604,980	5,079,352
その他の預金	119,899	137,473
<b>借入金</b>	<b>41,300,000</b>	<b>37,600,000</b>
当座借越	41,300,000	37,600,000
<b>その他負債</b>	<b>132,205</b>	<b>108,889</b>
未決済為替借	11,776	10,219
未払費用	24,913	24,829
給付補填備金	2,758	1,624
未払法人税等	25,785	971
前受収益	18,302	21,818
払戻未済金	225	11,463
職員預り金	12,141	9,672
リース債務	2,743	2,195
その他の負債	33,557	26,096
<b>賞与引当金</b>	<b>47,132</b>	<b>49,214</b>
<b>退職給付引当金</b>	<b>95,894</b>	<b>92,133</b>
<b>役員退職慰労引当金</b>	<b>94,601</b>	<b>78,285</b>
<b>偶発損失引当金</b>	<b>16,351</b>	<b>24,830</b>
<b>睡眠預金払戻損失引当金</b>	<b>827</b>	<b>722</b>
<b>債務保証</b>	<b>20,952</b>	<b>15,541</b>
<b>負債の部合計</b>	<b>137,754,702</b>	<b>134,563,388</b>
<b>(純資産の部)</b>		
<b>出資金</b>	<b>559,594</b>	<b>549,338</b>
普通出資金	559,594	549,338
<b>利益剰余金</b>	<b>4,751,757</b>	<b>4,970,819</b>
利益準備金	559,098	559,594
その他利益剰余金	4,192,658	4,411,225
特別積立金	3,965,000	4,000,000
当期末処分剰余金	227,658	411,225
<b>組合員勘定合計</b>	<b>5,311,351</b>	<b>5,520,158</b>
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>△ 44,459</b>	<b>△ 550,042</b>
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>△ 44,459</b>	<b>△ 550,042</b>
<b>純資産の部合計</b>	<b>5,266,891</b>	<b>4,970,115</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>143,021,594</b>	<b>139,533,504</b>

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 

建物	6年～50年
その他	3年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 

日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署、審査部の協力の下に、自己査定委員会が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができなため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
 

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれに関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）	
年金資産の額	225,436 百万円
年金財政計算上の数理債務の額	221,592 百万円
差引額	3,843 百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合  
(自 令和3年4月 至 令和4年3月) 0.470%

(3) 補足説明  
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 12,394百万円（及び別途積立金 16,238百万円）であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金 6百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることと算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以降で、個々の資産に重要性が乏しいと認められる場合は、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 収益の計上方法について、役員取引等収益は役員提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取戻等の内国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として一時点で収益を認識しており、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 重要な会計上の見積り  
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
 

貸倒引当金	1,117 百万円
-------	-----------

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として 6.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 金融商品の状況に関する事項
  - 金融商品に対する取組方針  
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理（ALM）をしております。
  - 金融商品の内容及そのリスク  
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事

業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の下、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く従業員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価については、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中リスク抑制のため大口と信先の管理など、さまざまな角度からの分析を行っております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会において審議・報告を行っております。

貸倒引当金は、「貸出金等自己査定基準」及び「償却・引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しており、結果については公認会計士の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において企業業績や信用情報、また時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)市場リスクの管理

当組合が保有する金融商品には、金利や価格、価格相場等の変動によりその価格が変動し、損失を被るリスク（市場リスク）があります。

当組合では市場リスクを適正にコントロールし、収益性と健全性を両立させていくため、市場リスクの管理は統合的リスク管理と併せて行っております。具体的には、ギャップ分析や時価評価分析、BPV、VaR、ΔEVE等のリスク指標を活用して、定期的なリスクのモニタリング、分析を行っております。分析結果は月次ベースでALM委員会に報告し、理事会にも定期的に報告され、内容を協議するなど適切なリスク管理に努めております。

(ii)市場リスクに係る定量的情報

当組合において市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券、貸出金及び預金積金であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債の市場リスク量をVaRを用いて月次で計測し、計測したリスク量がリスク限度額の範囲内となるように管理しております。

当組合の「有価証券」のVaRは分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99%、観測期間5年）で、「有価証券」以外のVaRはモンテカルロ法（保有期間60日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和5年3月31日（当事業年度の決算日）現在の市場リスク量は全体で 911,810 千円であります。

また、当組合では、計測モデルが算出するVaRと損益を比較するバックテストを実施し、リスク計測モデルの信頼性は問題ないものとして認識しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量となっており、通常では考えられないほど市場環境が急変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

17. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び全信組連出資金は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	61,522	61,403	△118
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	10,202	9,805	△397
その他の有価証券	14,421	14,421	—
	24,624	24,226	△397
(3) 貸出金(*1)	51,438		
貸倒引当金(*2)	△1,117		
	50,321	51,042	720
(4) その他(*3)	847	847	—
金融資産計	137,315	137,520	205
(1) 預金積金(*1)	96,593	96,564	△28
(2) 借入金(*1)	37,600	37,534	△65
(3) その他(*3)	9	9	—
金融負債計	134,203	134,108	△94

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*3) 金融資産その他は現金、金融負債その他は職員預り金です。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。また、期限前償還条項付の預け金については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価

を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については18. から 23. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。なお、残存期間が短期間のものは帳簿簿価を時価としております。

(3) その他

職員預り金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び全信組連出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 (*)	120
全 信 組 連 出 資 金 (*)	455
その他の証券(*)	0
合 計	575

(\*) 企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

18. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下23. まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	300	301	1
	その他	1,096	1,131	35
	小計	1,396	1,432	36
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	1,507	1,428	△78
	その他	7,299	6,944	△355
	小計	8,806	8,372	△433
合計		10,202	9,805	△397

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

(4) その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	3,616	3,590	25
	国債	—	—	—
	地方債	995	989	6
	短期社債	—	—	—
	社債	2,620	2,600	19
	その他	350	334	15
小計	3,966	3,924	41	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	120	120	—
	債券	8,293	8,701	△408
	国債	—	—	—
	地方債	185	204	△18
	短期社債	—	—	—
	社債	8,108	8,497	△389
	その他	2,162	2,345	△183
小計	10,576	11,168	△591	
合計		14,542	15,092	△550

19. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

20. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売 却 額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	2,767	6	4
国債	—	—	—
地方債	162	0	—
短期社債	—	—	—
社債	2,604	6	4
その他	600	0	0
合計	3,367	6	4

21. 保有目的を変更した有価証券はありません。

22. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債券	1,386	2,515	4,367	5,446
国債	—	—	—	—
地方債	482	513	—	185
短期社債	—	—	—	—
社債	904	2,002	4,367	5,261
その他	1,099	2,861	3,428	2,598
合計	2,486	5,377	7,795	8,044

23. 減損処理を行った有価証券はありません。

24. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,439百万円
危険債権額	129百万円
要管理債権額	467百万円
三月以上延滞債権額	0百万円
貸出条件緩和債権額	467百万円
小計額	2,036百万円
正常債権額	49,443百万円
合計額	51,480百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は32百万円であります。

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,919百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが3,919百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相対的の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定められている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 有形固定資産の減価償却累計額 1,435 百万円

28. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 100 百万円

29. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 100 百万円

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	265 百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	25
減価償却損金算入限度超過額	65
役員退職慰労引当金	21
土地減損損失	90
税務上の繰越欠損金(注)	20
その他	27
繰延税金資産小計	517
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△470
評価性引当額小計	△470
繰延税金資産合計	47
繰延税金負債	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	47 百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	20百万円	20百万円
評価性引当額	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	20百万円	20百万円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実行税率を乗じた額であります。

31. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保に提供している資産	預け金	37,534 百万円
	有価証券	200 百万円
担保資産に対応する債務	借入金	37,600 百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行蔵入復代理店取引のために預け金 3,726 百万円を担保として提供しております。

32. 出資1口当たりの純資産額は 452 円 37 銭です。

# 経理・経営内容

## ■ 損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
<b>経常収益</b>	<b>1,256,223</b>	<b>1,275,031</b>
資金運用収益	1,134,123	1,159,356
貸出金利息	783,345	794,636
預け金利息	75,484	78,909
有価証券利息配当金	246,749	253,117
その他の受入利息	28,544	32,692
役務取引等収益	64,220	66,866
受入為替手数料	20,493	19,162
その他の役務収益	43,727	47,703
その他業務収益	57,275	12,116
国債等債券売却益	53,103	6,974
その他の業務収益	4,172	5,141
その他経常収益	603	36,692
貸倒引当金戻入益	—	33,492
償却債権取立益	122	1,636
その他の経常収益	480	1,564
<b>経常費用</b>	<b>1,141,837</b>	<b>1,042,188</b>
資金調達費用	27,403	35,004
預金利息	9,707	6,481
給付補填備金繰入額	867	624
借入金利息	16,676	27,762
その他の支払利息	151	136
役務取引等費用	82,871	79,478
支払為替手数料	9,487	8,418
その他の役務費用	73,383	71,060
その他業務費用	1,970	4,927
国債等債券売却損	286	4,902
国債等債券償還損	1,651	—
その他の業務費用	32	25
経費	908,996	911,348
人件費	562,367	571,444
物件費	316,465	304,709
税金	30,163	35,194
その他経常費用	120,595	11,428
貸倒引当金繰入額	104,784	—
株式等売却損	4,000	—
その他の経常費用	11,810	11,428
<b>経常利益</b>	<b>114,386</b>	<b>232,842</b>

## ■ 損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
<b>特別利益</b>	<b>15</b>	<b>217</b>
その他の特別利益	15	217
<b>特別損失</b>	<b>17,785</b>	<b>16,168</b>
固定資産処分損	299	0
減損損失	17,486	16,168
<b>税引前当期純利益</b>	<b>96,615</b>	<b>216,892</b>
<b>法人税・住民税及び事業税</b>	<b>34,863</b>	<b>157</b>
<b>法人税等調整額</b>	<b>1,924</b>	<b>△ 16,306</b>
<b>法人税等合計</b>	<b>36,787</b>	<b>△ 16,148</b>
<b>当期純利益</b>	<b>59,828</b>	<b>233,041</b>
<b>繰越金(当期首残高)</b>	<b>167,830</b>	<b>178,184</b>
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>227,658</b>	<b>411,225</b>

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 20円 80銭

3. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。

役務取引等収益に含まれる顧客との契約から生じる収益の金額は 66,658千円であります。また、その他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益の金額は 676千円、その他経常収益に含まれる顧客との契約から生じる収益の金額は 10千円であります。

4. 収益を理解するための基礎となる情報は以下のとおりであります。

顧客との契約から生じる収益の主なものは為替業務やその他の役務取引等に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)であり、これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

貸金庫や夜間金庫のサービス期間に対応して生じる収益については、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

5. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
真岡市内	営業用店舗1カ店	土地	10,275 千円
芳賀郡内	営業用店舗1カ店	土地	194 千円
真岡市内	営業用店舗1カ店	建物	5,698 千円
合計			16,168 千円

営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を、グループの単位としております。本部については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

減損した営業用店舗は、継続的な地価の下落及び営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 16,168 千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づき算出しております。

# 経理・経営内容

## ■ 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金	227,658	411,225
利益準備金限度超過額取崩額	—	10,256
計	227,658	421,481
剰余金処分額	49,474	211,132
利益準備金	496	—
普通出資に対する配当金	13,978 (年2.5%の割合)	11,132 (年2.0%の割合)
特別積立金	35,000	200,000
繰越金(当期末残高)	178,184	210,348

## ■ 業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
資金運用収益	1,134,123	1,159,356
資金調達費用	27,403	35,004
資金運用収支	1,106,720	1,124,351
役務取引等収益	64,220	66,866
役務取引等費用	82,871	79,478
役務取引等収支	△ 18,650	△ 12,612
その他業務収益	57,275	12,116
その他業務費用	1,970	4,927
その他の業務収支	55,304	7,188
業務粗利益	1,143,374	1,118,927
業務粗利益率	0.82%	0.79%
業務純益	227,198	226,353
実質業務純益	245,094	226,353
コア業務純益	193,929	224,281
コア業務純益(除く投資信託解約損益)	190,210	224,281

(注) 1.業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

2.業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

3.実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

4.コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

## ■ 総資産利益率

(単位:%)

区 分	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.08	0.16
総資産当期純利益率	0.04	0.16

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$



## ■ 総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	令和3年度	令和4年度
資金運用利回 (a)	0.81	0.82
資金調達原価率 (b)	0.68	0.67
総資金利鞘 (a - b)	0.13	0.15

## ■ 経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
<b>人件費</b>	<b>562,367</b>	<b>571,444</b>
報酬給料手当	454,115	454,716
退職給付費用	29,051	35,320
その他	79,200	81,406
<b>物件費</b>	<b>316,465</b>	<b>304,709</b>
事務費	120,706	125,356
固定資産費	47,670	47,356
事業費	25,972	27,602
人事厚生費	5,986	8,410
有形固定資産償却	86,224	80,173
無形固定資産償却	2,240	2,431
その他	27,664	13,378
<b>税金</b>	<b>30,163</b>	<b>35,194</b>
<b>経費合計</b>	<b>908,996</b>	<b>911,348</b>

## ■ 役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
<b>役務取引等収益</b>	<b>64,220</b>	<b>66,866</b>
受入為替手数料	20,493	19,162
その他の受入手数料	43,706	47,667
その他の役務取引等収益	21	35
<b>役務取引等費用</b>	<b>82,871</b>	<b>79,478</b>
支払為替手数料	9,487	8,418
その他の支払手数料	3,507	3,016
その他の役務取引等費用	69,876	68,044

## ■ 受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
受取利息の増減	33,788	25,232
支払利息の増減	1,497	7,601

# 経理・経営内容

## ■ 主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	1,188,080	1,286,196	1,192,158	1,256,223	1,275,031
経常利益	100,945	△ 271,543	156,040	114,386	232,842
当期純利益	120,950	△ 315,034	123,716	59,828	233,041
預金積金残高	86,868,745	89,782,945	93,796,522	96,046,735	96,593,770
貸出金残高	43,162,854	45,764,558	49,000,904	50,356,596	51,438,491
有価証券残高	24,160,718	24,586,026	25,492,011	26,721,160	24,744,965
総資産額	117,136,131	122,208,638	136,116,169	143,021,594	139,533,504
純資産額	5,690,780	5,179,844	5,363,612	5,266,891	4,970,115
自己資本比率(単体)	11.06 %	9.82 %	9.78 %	9.61 %	9.79 %
出資総額	556,794	558,132	559,098	559,594	549,338
出資総口数	11,135 千口	11,162 千口	11,181 千口	11,191 千口	10,986 千口
出資に対する配当金	11,103	11,148	11,171	13,978	11,132
職員数	79 人	68 人	69 人	71 人	74 人

(注)1.残高計数は期末日現在のものです。

2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出してあります。

## ■ 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り	
資金運用勘定	3年度	138,549 <sup>百万円</sup>	1,134,123 <sup>千円</sup>	0.81 %	
	4年度	141,043	1,159,356	0.82	
	うち貸出金	3年度	49,469	783,345	1.58
		4年度	50,541	794,636	1.57
	うち預け金	3年度	62,010	75,484	0.12
		4年度	63,234	78,909	0.12
	うち金融機関貸付等	3年度	—	—	—
		4年度	—	—	—
	うち有価証券	3年度	26,414	246,749	0.93
		4年度	26,705	253,117	0.94
資金調達勘定	3年度	134,516	27,403	0.02	
	4年度	136,791	35,004	0.02	
	うち預金積金	3年度	97,842	10,574	0.01
		4年度	98,763	7,106	0.00
	うち譲渡性預金	3年度	—	—	—
		4年度	—	—	—
	うち借入金	3年度	36,655	16,676	0.04
		4年度	38,011	27,762	0.07

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(3年度24百万円、4年度28百万円)を控除して表示しております。

## ■ オフバランス取引の状況

保有する投資信託に内包されているもの以外で残高はございません。

(注)オフバランス取引とは、金利スワップ・通貨スワップ・先物外国為替取引・金利オプション(買)・通貨オプション(買)・その他金融派生商品をいいます。

## 先物取引の時価情報

残高はございません

## オプション取引の時価情報

残高はございません

### 有価証券の時価等情報

## 売買目的有価証券

該当事項なし

## 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

## 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

項 目	令和3年度			令和4年度			
	貸借対照表計上額	時価	差 額	貸借対照表計上額	時価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	500	507	7	300	301	1
	その他	3,098	3,185	86	1,096	1,131	35
	小計	3,598	3,692	93	1,396	1,432	36
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	507	482	△ 24	1,507	1,428	△ 78
	その他	4,799	4,676	△ 123	7,299	6,944	△ 355
	小計	5,307	5,159	△ 148	8,806	8,372	△ 433
合計	8,906	8,851	△ 54	10,202	9,805	△ 397	

(注) 1. 「社債」は事業債です。  
2. 上記の「その他」は外国証券です。

## 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	120	120
その他有価証券	0	0
合計	120	120

## その他有価証券

(単位:百万円)

項 目	令和3年度			令和4年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	
	債券	9,048	8,955	92	3,616	3,590	25
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	1,165	1,152	12	995	989	6
	社債	7,882	7,803	79	2,620	2,600	19
	その他	1,102	1,086	15	350	334	15
小計	10,150	10,042	108	3,966	3,924	41	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	120	120	—	120	120	—
	債券	5,223	5,301	△ 78	8,293	8,701	△ 408
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	197	204	△ 6	185	204	△ 18
	社債	5,026	5,097	△ 71	8,108	8,497	△ 389
	その他	2,320	2,394	△ 74	2,162	2,345	△ 183
小計	7,664	7,816	△ 152	10,576	11,168	△ 591	
合計	17,815	17,859	△ 44	14,542	15,092	△ 550	

(注) 1. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。  
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

## 経理・経営内容

### 金 銭 の 信 託

#### ■ 運用目的の金銭の信託

該当事項なし

#### ■ 満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

#### ■ その他の金銭の信託

該当事項なし

#### ■ その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	53	6
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	4	5
その他業務収益合計	57	12

#### ■ 預貸率及び預証率

(単位:%)

区 分	令和3年度	令和4年度	
預貸率	(期 末)	52.42	53.25
	(期中平均)	50.56	51.17
預証率	(期 末)	27.82	25.61
	(期中平均)	26.99	27.03

(注) 1. 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$       2. 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

#### ■ 1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
1店舗当りの預金残高	16,007	16,098
1店舗当りの貸出金残高	8,392	8,573

#### ■ 職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
職員1人当りの預金残高	1,352	1,305
職員1人当りの貸出金残高	709	695

## 資金調達

#### ■ 預金種目別平均残高

(単位:百万円, %)

種 目	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	41,098	42.0	43,501	44.0
定期性預金	56,743	58.0	55,262	56.0
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合計	97,842	100.0	98,763	100.0

## 資金調達

### ■ 預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和3年度末		令和4年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	83,372	86.8	84,129	87.1
法人	12,674	13.2	12,464	12.9
一般法人	10,406	10.8	10,214	10.6
金融機関	9	0.0	10	0.0
公金	2,259	2.4	2,239	2.3
合計	96,046	100.0	96,593	100.0

### ■ 組員・組員外別預金内訳の推移

(単位:百万円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
組員預金	65,725	68.4	65,525	67.8
組員外預金	30,319	31.6	31,067	32.2
合計	96,046	100.0	96,593	100.0

### ■ 定期預金種別残高

(単位:百万円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
固定金利定期預金	48,866	48,268
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	373	350
合計	49,239	48,618

### ■ 財形貯蓄残高

(単位:百万円)

項 目	令和3年度末	令和4年度末
財形貯蓄残高	6	8

## 資金運用

### ■ 貸出金種別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	36	0.1	39	0.1
手形貸付	4,170	8.4	4,188	8.3
証書貸付	43,640	88.2	44,725	88.5
当座貸越	1,621	3.3	1,587	3.1
合計	49,469	100.0	50,541	100.0

### ■ 貸出金金利区分別残高

(単位:百万円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
固定金利貸出	14,564	14,379
変動金利貸出	35,792	37,059
合計	50,356	51,438

# 資金運用

## ■ 貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業種別	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	2,538	5.0	2,577	5.0
農業、林業	892	1.8	1,017	2.0
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	6,759	13.4	6,431	12.5
電気、ガス、熱供給、水道業	6,731	13.4	7,764	15.1
情報通信業	4	0.0	12	0.0
運輸業、郵便業	1,790	3.6	1,709	3.3
卸売業、小売業	2,890	5.7	2,811	5.5
金融業、保険業	1	0.0	0	0.0
不動産業	7,578	15.1	7,951	15.5
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	129	0.3	248	0.5
宿泊業	613	1.2	569	1.1
飲食業	585	1.2	618	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	24	0.0
教育、学習支援業	125	0.2	101	0.2
医療、福祉	541	1.1	498	1.0
その他のサービス	3,495	6.9	3,608	7.0
その他の産業	456	0.9	579	1.1
<b>小計</b>	<b>35,134</b>	<b>69.8</b>	<b>36,524</b>	<b>71.0</b>
地方公共団体	147	0.3	110	0.2
個人(住宅・消費・納税資金等)	15,074	29.9	14,802	28.8
<b>合計</b>	<b>50,356</b>	<b>100.0</b>	<b>51,438</b>	<b>100.0</b>

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ■ 有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区分	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	—	—	—	—
地方債	1,449	5.5	1,287	4.8
短期社債	—	—	—	—
社債	13,809	52.3	14,145	53.0
株式	122	0.5	120	0.4
外国証券	9,595	36.3	9,372	35.1
その他の証券	1,437	5.4	1,780	6.7
<b>合計</b>	<b>26,414</b>	<b>100.0</b>	<b>26,705</b>	<b>100.0</b>

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

## ■ 有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国債	令和3年度末	—	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—	—
地方債	令和3年度末	163	1,001	—	197
	令和4年度末	482	513	—	185
短期社債	令和3年度末	—	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—	—
社債	令和3年度末	1,005	2,834	3,184	6,790
	令和4年度末	904	2,002	4,367	5,261
株式	令和3年度末	—	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—	—
外国証券	令和3年度末	500	3,599	2,988	2,502
	令和4年度末	1,099	2,861	3,428	2,598
その他の証券	令和3年度末	—	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—	—
合計	令和3年度末	1,669	7,435	6,173	9,489
	令和4年度末	2,486	5,377	7,795	8,044

## ■ 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和3年度末	472	0.9	2
	令和4年度末	502	1.0	—
有価証券	令和3年度末	1	0.0	—
	令和4年度末	—	—	—
動産	令和3年度末	5,774	11.5	—
	令和4年度末	7,916	15.4	—
不動産	令和3年度末	21,248	42.2	1
	令和4年度末	20,260	39.4	2
その他	令和3年度末	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—
小計	令和3年度末	27,497	54.6	4
	令和4年度末	28,679	55.8	2
信用保証協会・信用保険	令和3年度末	7,029	14.0	—
	令和4年度末	6,991	13.6	—
保証	令和3年度末	10,078	20.0	16
	令和4年度末	10,163	19.7	13
信用	令和3年度末	5,751	11.4	—
	令和4年度末	5,603	10.9	—
合計	令和3年度末	50,356	100.0	20
	令和4年度末	51,438	100.0	15

# 資金運用

## ■ 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和3年度末		令和4年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	1,360	16.0	1,360	16.1
住宅ローン	7,161	84.0	7,065	83.9
合計	<b>8,521</b>	<b>100.0</b>	<b>8,426</b>	<b>100.0</b>

## ■ 組合員・組合員外別貸出金内訳の推移

(単位:百万円、%)

区 分	令和3年度末		令和4年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
組合員貸出	49,798	98.9	50,886	98.9
組合員外貸出	557	1.1	552	1.1
合計	<b>50,356</b>	<b>100.0</b>	<b>51,438</b>	<b>100.0</b>

## ■ 貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和3年度末		令和4年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	13,614	27.0	14,035	27.3
設備資金	36,742	73.0	37,403	72.7
合計	<b>50,356</b>	<b>100.0</b>	<b>51,438</b>	<b>100.0</b>

## ■ 貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	—	—

## ■ 貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	177	195	—	177	195
	令和4年度	195	109	—	195	109
個別貸倒引当金	令和3年度	906	955	38	868	955
	令和4年度	955	1,007	—	955	1,007
貸倒引当金合計	令和3年度	<b>1,084</b>	<b>1,150</b>	<b>38</b>	<b>1,045</b>	<b>1,150</b>
	令和4年度	<b>1,150</b>	<b>1,117</b>	—	<b>1,150</b>	<b>1,117</b>

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

## ■ 偶発損失引当金

(単位:百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
偶発損失引当金	16	24



## ■ 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 (単位:百万円、%)

区 分	令和3年度	令和4年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,289	1,439
危険債権額	110	129
要管理債権	148	467
三月以上延滞債権額	—	0
貸出条件緩和債権額	148	467
<b>小計(A)</b>	<b>1,548</b>	<b>2,036</b>
保全額(B)	1,407	1,685
担保・保証額(C)	442	603
個別貸倒引当金(D)	955	1,007
一般貸倒引当金(E)	14	74
保全率(B)／(A)	90.8	82.7
引当率((D)+(E))／((A)-(C))	87.6	75.4
正常債権(F)	48,855	49,443
<b>総与信残高(A)+(F)</b>	<b>50,403</b>	<b>51,480</b>

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
6. 「担保・保証額」(C)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「個別貸倒引当金」(D)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8. 「一般貸倒引当金」(E)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、「要管理債権」に対して引当てた額を記載しております。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。

# 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

## ■ 経営改善支援等の取組み実績

(単位:先数、%)

期初債務者数 (A)	うち経営改善支援取組先数 (α)				経営改善支援取組み率 (α/A)	ランクアップ率 (β/α)	再生計画策定率 (δ/α)
	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 (β)	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 (γ)	αのうち再生計画を策定した先数 (δ)				
359	17	0	15	0	4.74	0.00	0.00

- (注) 1.本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。  
 2.期初債務者数は令和4年4月当初の債務者数です。  
 3.債務者数、経営改善支援取組先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。  
 4.[α(アルファ)]のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β(ベータ)は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαには含まれますがβには含んでおりません。  
 5.[αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数γ(ガンマ)]は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。  
 6.[αのうち再生計画を策定した先数δ(デルタ)]は、αのうち中小企業活性化協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。  
 7.期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

## ■ 中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合の中小企業の経営支援の取組方針は、従来と変わらず、地元中小企業事業者等に対し、必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに、事業者の経営相談及び経営改善に対し、きめ細やかな支援に取組むこととしております。

コロナ禍の状況下において、中小企業に対する経営支援の重要性を認識し、お客様と目線を合わせ、貸出金の条件変更等の申込み、経営課題等に対して適切かつ積極的に取組んでまいります。

## ■ 中小企業の経営支援に関する態勢整備状況

各営業店に経営支援の相談窓口を設置し、お客様の経営相談等に対応しております。(平日9:00~15:00)

本部においては、審査部内に経営支援に係る管理部門を設置、専担者を配置し、各営業店担当者と共に経営支援に取組んでおります。

また、「TKC全国会栃木支部」、「中小企業診断士協会栃木支部」と業務提携しており、地域プラットフォームである「栃木・小山・真岡地域中小企業支援ネットワーク(TOMネット)」への参加、「建設産業生産性向上支援事業に関するパートナー協定」を締結、「栃木県事業引継ぎ支援センター」等との連携により対応しております。

## ■ 中小企業の経営支援に関する取組状況

創業・新事業支援面では、「創業・新事業支援についての覚書」を真岡商工会議所・栃木県商工会連合会と締結致しました。創業・起業家に対する金融支援、各商工団体との連携強化により創業・新事業支援に取組んでおります。

企業の成長期における支援は、取引先のライフサイクルに応じ、金融支援、販路拡大(ビジネスマッチング・商談会)支援に取組んでおります。

経営改善・事業再生・業種転換期の企業に対しては、外部機関の専門家を活用した経営改善計画書策定支援等により経営改善・事業再生などに取組んでおります。

### ● 創業・新規事業開拓の支援

創業・新事業支援については、創業・起業されるお客様に公的補助金制度の利用促進を図り、制度資金等を活用した金融支援を行っております。

また、日本政策金融公庫と業務提携し、創業支援ローン「望(のぞみ)」をリリースし、金融面での創業支援に取組んでおります。

### ● 成長期における支援

成長期の企業に対しては、お客様の資金ニーズに合わせ、運転資金・設備資金を積極的に金融支援しており、担保・保証に過度に依存しない融資姿勢で対応しております。

販路拡大支援としては、全国信用協同組合連合会等が主催する「しんくみ食のビジネスマッチング展」、当組合が共催する「ものづくり企業展示・商談会」への出店を促すなどビジネスマッチング活動も行っております。

また、東京都に本店を置く第一勧業信用組合と提携し、「地方物産品の販売・商談会」によるビジネスマッチング支援の取組み実績もあります。

### ● 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善・事業再生期の支援については、貸出金のリスケジュール対応、経営改善計画策定支援及びその後のフォローアップを主として取組んでおります。

「栃木県中小企業活性化協議会」と連携し、企業再生支援に取組み、栃木県信用保証協会の「経営安定化支援事業」を活用し、経営改善支援に取組んでおります。

なお、事業引継ぎ支援については、栃木県事業引継ぎ支援センターと「事業承継に係る業務連携・協力に関する覚書」を締結し、支援に取組んでおります。

## ■「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

### ●「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、本ガイドラインを尊重・遵守して参ります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧に説明し、お客さまにご理解・ご納得をいただけますよう努めて参ります。

1. お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額を含め総合的な検討を行います。
  - ① 法人と経営者の個人の資産・経理が明確に分離されている。
  - ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
  - ③ 適時適切に財務情報が提供されている。
  - ④ 法人のみ資産・収益力で返済が可能である。
  - ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の金額全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。
3. お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1.①～③について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

### ■経営者保証相談窓口

【真岡信用組合 審査部】

受付日：月曜日から金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：9:00から17:00

電話：0285-80-8200

### ●「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取り組み事例（令和4年度）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等
A社は毎期利益計上しており、業績は良好に推移しております。自己資本も十分に厚く健全性は保たれております。
2. 取り組み内容
今般、「経営者保証に関するガイドライン」に則り、A社の財務内容及び法人と個人の資産の分離状況等を確認し、今後の取引について経営者保証を求めないこととしました。

### ●「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	349件	381件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	29.65%	32.98%
保証契約を解除した件数	4件	2件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件

## ■地域の活性化に関する取組状況

当組合の地元企業の活性化の取り組みは、「ものづくり企業展示・商談会」の共催、「しんくみ食のビジネスマッチング展」の協賛により、取引先への参加活動を行っております。平成25年9月、今後成長が見込まれる農林漁業の6次産業化へ取り組む「とちまる6次産業化成長応援ファンド」が設立され、構成機関として参加いたしました。

# 経営内容

## ■ 自己資本の充実の状況(その1)

### 【定性的な開示事項】

#### 1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は出資金、利益剰余金等で構成されております。なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	資本調達手段の種類	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額
真岡信用組合	普通出資	549百万円

#### 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合はこれまで、内部留保による資本の積み上げを行うことにより自己資本を充実させ、自己資本比率は国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。さらに、繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合は僅少に推移しております。

将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

#### 3. 信用リスクに関する事項

##### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の下、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価については、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中リスク抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析を行っております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会において審議・報告を行っております。

貸倒引当金は、「貸出金等自己査定基準」及び「償却・引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しており、結果については公認会計士の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において企業業績や信用情報、また時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

##### (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当組合は「標準的手法」を採用するにあたり、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター
- ・株式会社日本格付研究所
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ

#### 4. 信用リスクの削減手法に関するリスク管理方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取り扱いに努めております。

当組合が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、組合が定める規定等により適切な事務取り扱い並びに適正な評価・管理を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合が定める「取引約定書」や規定等に基づき、適切な取り扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

#### 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引は保有する投資信託に内包されているもの以外はありません。

また、長期決済期間取引は行っておりません。

#### 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

保有する投資信託に内包されているもの以外はありません。

#### 7. オペレーショナル・リスクに関する項目

##### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合ではオペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当組合に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当組合はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備してまいります。

また、これらのリスクに関しましては、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて常勤理事会、理事会等に報告する態勢を整備しております。

(2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称  
当組合は基礎的手法を採用しております。

## 8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続きの概要

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、上場優先出資証券、投資信託等が該当します。

リスクの状況は、財務諸表をもとにした評価を定期的に行っております。

## 9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

### (1)リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、金利リスクを「金利変動により損失を被るリスク」と定義しております。

具体的には、組合が定める「リスク管理規程・リスク管理要領」に則り、リスク管理部署が、BPV、VaR、IRRBB等のリスク指標を活用して金利リスクのモニタリング、分析を行っております。分析結果等はALM委員会へ報告し、内容を協議するなど適切なリスク管理に努めております。また、その結果は常勤理事会、理事会にも報告しております。

管理方法としては、リスクリミット、ポジション枠等を設定し管理しています。このように、当組合では将来の金利変動に対するリスク管理を厳格に行っております。

### (2)内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当組合は、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステム、証券会社で構築した有価証券管理システム(NBAシステム)の両方を用いて、BPV、VaR、IRRBB等により金利リスクを計測しております。

- ・BPV(100BPV)……………市場金利が1%上昇(平行移動)した時の現在価値変動額
  - ・計測対象 [運用勘定・調達勘定]のうち金利感応資産
  - ・計測頻度 月次(前月末基準)
- ・VaR(バリュー・アット・リスク)…過去のデータを使って(観測期間)、一定の期間に(保有期間)、一定の確率で発生し得る(信頼区間)、最大の損失額
  - ・算出前提 保有期間 60日、信頼区間 99%、観測期間 5年間
  - ・計測対象 [運用勘定・調達勘定]のうち金利感応資産
  - ・計測頻度 月次(前月末基準)
- ・IRRBB……………金利ショックに対する経済的価値の減少額
  - ・計測対象 [運用勘定・調達勘定]のうち金利感応資産
  - ・計測頻度 月次(前月末基準)

## ●金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

### IRRBB1: 金利リスク

項番		令和3年度		令和4年度	
		△EVE	△NII	△EVE	△NII
1	上方パラレルシフト	1,635	66	1,588	90
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,558		1,514	
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,635	66	1,588	90
8	自己資本の額	5,483		5,589	

当局の開示定義に従い、△EVEのプラス表示は経財価値減少、△NIIのプラス表示は期間収益減少を示しています。

### △EVEについて

令和5年3月末の△EVEで計測した銀行勘定の金利リスクは、規制で定められた3つのシナリオの内、上方パラレルシフトにおいて最大となり、自己資本5,589百万円に対し最大リスク量は1,588百万円となります。

### (△EVE算出の前提)

流動性預金については、金利改定の平均満期は1.250年、最長満期を5年とし、流動性預金全体に占めるコア預金の割合は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約は考慮しておりません。

複数通貨の集計方法ですが、円金利のみを対象としております。

スプレッド及びその変動は考慮しておりません。また、内部モデルは使用しておりません。

### △NIIについて

令和5年3月末の△NIIで計測した銀行勘定のリスクは、規制で定められた2つの金利シナリオの内、上方パラレルシフトにおいて最大となり、最大リスク量は90百万円となります。

### (△NII算出の前提)

上記△EVE算出と同様の前提を用いております。

# 経営内容

## ■ 自己資本の充実の状況(その2)

### 【定量的な開示事項】

#### 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	5,297	5,509
うち、出資金及び資本剰余金の額	559	549
うち、利益剰余金の額	4,751	4,970
うち、外部流出予定額(△)	13	11
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	195	109
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	195	109
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,492	5,618
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	9	8
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9	8
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	20
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	9	29
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	5,483	5,589
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	55,017	54,978
資産(オン・バランス)項目	54,799	54,889
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△150	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△150	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	218	88
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,024	2,064
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	57,041	57,042
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.61%	9.79%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	55,017	2,200	54,978	2,199
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	55,167	2,206	54,978	2,199
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	6	0	5	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	7	0	8	0
国際開発銀行向け	1	0	1	0
地方公共団体金融機構向け	10	0	10	0
我が国の政府関係機関向け	80	3	60	2
地方三公社向け	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,993	279	7,106	284
法人等向け	26,313	1,052	26,714	1,068
中小企業等向け及び個人向け	9,964	398	9,693	387
抵当権付住宅ローン	1,842	73	1,813	72
不動産取得等事業向け	5,842	233	6,100	244
三月以上延滞等	153	6	204	8
取立未済手形	1	0	1	0
信用保証協会等による保証付	375	15	404	16
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	702	28	696	27
出資等のエクスポージャー	702	28	696	27
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	3,093	123	2,246	89
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	250	10	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	455	18	455	18
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	86	3	74	2
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	2,302	92	1,717	68
②証券化エクスポージャー	0	0	0	0
証券化				
STC要件適用部分	—	—	—	—
非STC要件適用部分	0	0	0	0
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 150	△ 6	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	2,024	80	2,064	82
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	57,041	2,281	57,042	2,281

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉}}{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%} \div 8\% \\ \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

# 経営内容

## ■ 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

### 1. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		その他			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国内	139,521	133,938	51,359	52,487	15,265	14,699	—	—	72,896	66,751	919	1,020
国外	9,598	8,695	—	—	9,598	8,695	—	—	—	—	—	—
<b>地域別合計</b>	<b>149,119</b>	<b>142,634</b>	<b>51,359</b>	<b>52,487</b>	<b>24,863</b>	<b>23,394</b>	—	—	<b>72,896</b>	<b>66,751</b>	<b>919</b>	<b>1,020</b>
製造業	5,577	5,006	2,679	2,709	2,898	2,297	—	—	—	—	235	232
農業、林業	1,083	1,211	1,083	1,211	—	—	—	—	—	—	11	10
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	7,946	7,377	7,346	7,163	600	200	—	—	—	14	18	86
電気、ガス、熱供給、水道業	9,744	11,980	6,734	7,771	2,910	4,209	—	—	100	—	—	—
情報通信業	607	614	6	13	599	599	—	—	0	0	1	1
運輸業、郵便業	3,322	2,740	1,817	1,736	1,399	999	—	—	105	5	—	—
卸売業、小売業	3,839	3,588	3,338	3,288	500	300	—	—	—	—	413	443
金融業、保険業	79,087	72,636	5	3	10,799	10,495	—	—	68,281	63,136	—	—
不動産業	9,895	9,979	7,720	8,104	1,899	1,599	—	—	275	274	37	42
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	132	253	132	252	—	—	—	—	—	0	—	—
宿泊業	613	569	613	569	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	818	853	818	853	—	—	—	—	—	—	19	18
生活関連サービス業、娯楽業	103	135	3	35	100	100	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	125	101	125	101	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	543	498	543	498	—	—	—	—	—	—	6	—
その他のサービス	4,127	4,224	3,825	3,922	300	300	—	—	2	2	22	21
その他の産業	456	579	456	579	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	3,006	2,406	147	110	2,856	2,292	—	—	3	3	—	—
個人	13,956	13,561	13,956	13,561	—	—	—	—	—	—	152	162
その他	4,128	4,313	—	—	—	—	—	—	4,128	4,313	—	—
<b>業種別合計</b>	<b>149,119</b>	<b>142,634</b>	<b>51,359</b>	<b>52,487</b>	<b>24,863</b>	<b>23,394</b>	—	—	<b>72,896</b>	<b>66,751</b>	<b>919</b>	<b>1,020</b>
1年以下	32,886	26,027	3,232	2,655	1,662	2,480	—	—	27,991	20,891	—	—
1年超3年以下	26,425	30,812	2,701	3,643	6,090	3,809	—	—	17,634	23,359	—	—
3年超5年以下	18,907	16,913	1,682	1,513	1,299	1,499	—	—	15,925	13,900	—	—
5年超7年以下	4,656	4,037	1,456	1,637	3,199	2,400	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	7,717	9,331	4,717	4,435	3,000	4,896	—	—	—	—	—	—
10年超	45,636	45,514	34,925	36,005	9,511	8,309	—	—	1,200	1,200	—	—
期間の定めのないもの	12,890	9,997	2,644	2,596	100	—	—	—	10,145	7,400	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
<b>残存期間別合計</b>	<b>149,119</b>	<b>142,634</b>	<b>51,359</b>	<b>52,487</b>	<b>24,863</b>	<b>23,394</b>	—	—	<b>72,896</b>	<b>66,751</b>	—	—

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### 2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

#### ア. 貸倒引当金の計算基準

正常先、要注意先、要管理先、破綻懸念先Ⅲ分類に対しては、それぞれの貸倒実績率を算出し引当を行っております。実質破綻先、破綻先に対しては、保全されていない債権全額について引当を行っております。



### 3. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業種別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	目的使用		その他		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製造業	164	137	137	139	23	—	141	137	137	139	—	—
農業、林業	13	13	13	11	—	—	13	13	13	11	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	14	7	7	34	7	—	6	7	7	34	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1	1	1	1	—	—	1	1	1	1	—	—
運輸業、郵便業	10	9	9	9	—	—	10	9	9	9	—	—
卸売業、小売業	374	473	473	496	5	—	369	473	473	496	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	137	135	135	133	—	—	137	135	135	133	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	13	10	10	9	1	—	12	10	10	9	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	39	39	39	37	—	—	39	39	39	37	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	138	126	126	134	0	—	137	126	126	134	—	—
<b>合計</b>	<b>906</b>	<b>955</b>	<b>955</b>	<b>1,007</b>	<b>38</b>	<b>—</b>	<b>868</b>	<b>955</b>	<b>955</b>	<b>1,007</b>	<b>—</b>	<b>—</b>

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### 4. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	2,711	41,735	2,449	38,147
10%	1,101	3,831	801	4,084
20%	11,169	28,889	11,073	26,628
35%	—	5,293	—	5,197
50%	8,821	1,770	8,715	2,265
75%	—	7,770	—	8,124
100%	2,960	32,804	2,253	32,806
150%	—	27	—	38
250%	100	30	0	47
1250%	—	—	—	—
その他	100	—	0	—
<b>合計</b>	<b>26,965</b>	<b>122,154</b>	<b>25,294</b>	<b>117,339</b>

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

# 経営内容

## 信用リスク削減手法に関する事項

### 《信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー》

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	537	558	498	398	—	—
①	ソブリン向け	20	10	498	398	—	—
②	金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③	法人等向け	161	173	—	—	—	—
④	中小企業等・個人向け	342	326	—	—	—	—
⑤	抵当権付住宅ローン	3	4	—	—	—	—
⑥	不動産取得等事業向け	1	19	—	—	—	—
⑦	3ヵ月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
⑧	出資等	—	—	—	—	—	—
	出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑨	その他	9	24	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

3. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

4. 「その他」とは、①～⑧に区分されないエクスポージャーです。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

保有する投資信託に内包されているもの以外はありません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

保有する投資信託に内包されているもの以外はありません。

## 出資等エクスポージャーに関する事項

### (1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	616	616	586	586
非上場株式等	1,235	1,235	1,169	1,169
合計	1,851	1,851	1,755	1,755

### (2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
売却益	11	—
売却損	5	—
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

### (3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	△ 49	△ 144

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

### (4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

# 証券業務

## ■ 公共債窓販実績

(単位:百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
国債	9	66

(注)個人向け国債のみ取扱っており、新型窓口販売方式国債、地方債、政府保証債は取扱っておりません。

## その他業務

### ■ 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第72期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年6月23日  
真岡信用組合  
理事長 塚田 義孝

### ■ 法定監査の状況

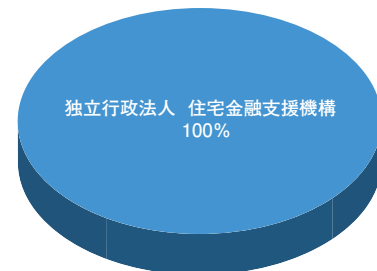
当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「公認会計士小川修事務所」の監査を受けております。

### ■ 代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	—	—
独立行政法人住宅金融支援機構	277	240
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	—	—
その他	—	—
合計	277	240

令和4年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



### ■ 内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

区 分	令和3年度				令和4年度			
	他の金融機関へ向けた分		他の金融機関から受けた分		他の金融機関へ向けた分		他の金融機関から受けた分	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
振込	32,051	38,111	70,449	36,291	34,225	34,646	73,728	36,613
送金	—	—	—	—	—	—	—	—
代金取立	24	7	44	77	12	9	26	18
雑為替	1,563	860	924	495	1,545	876	808	418
合計	33,638	38,978	71,417	36,863	35,782	35,531	74,562	37,049

# その他業務

## ■ 各種手数料一覧

(令和5年6月30日現在)

### ○発行手数料

証明書	残高証明書 (1通につき)	システム発行(都度・継続)	330円
		手書き発行(制定外、英文)	1,100円
		会計監査人制定用紙	3,300円
	住宅取得控除証明書(1通につき)	550円	
	利息証明書(1通につき)	330円	
当座勘定	小切手帳発行(1冊50枚)	5,500円	
	約束手形帳発行(1冊50枚)	5,500円	
	預金小切手発行(1枚につき)	1,100円	
	マル専当座取扱手数料(@割版通知書1通)	11,000円	
	マル専手形発行手数料(1枚につき)	1,100円	
新規	磁気キャッシュカード(代理人カード)	1,100円	
	ICキャッシュカード(代理人カード含)		
再発行	通帳・証書・カード	1,100円	
	株式払込委託手数料	11,000円	

### ○融資関連手数料

事務手数料	フリー・その他消費ローン	5,500円	
	カーライフ・奨学ローン	3,300円	
	カーライフ・奨学ローン(保証料一括払商品)	1,650円	
	条件変更手数料 ※事業性融資含む、上記保証料先払商品は除く	5,500円	
	全額繰上返済手数料(消費税不課税) ①事業性融資【証書貸付】 ②太陽光発電ローン(法人向け)	①返済金額300万円以上繰上返済元本の1.0% ②返済金額100万円以上繰上返済元本の1.0%	
保証協会付融資手数料(新規実行時)	5,500円		
	カードローン発行手数料	無料	
不動産手担数保料	事業性	設定/変更	44,000円
		一部解除	22,000円
	非事業性	設定	16,500円
		変更	11,000円
		一部解除	5,500円
	※上記とは別に登記費用が必要となります。		
	動産担保事務取扱手数料	11,000円	
住宅ローン関連	新規取扱手数料(プロパー・リフォームローン含)	5,500円	
	保証会社事務取扱手数料(新規取扱時)	住宅ローン	55,000円
	全額繰上返済手数料	残高500万円未満	22,000円
		残高500万円以上1,000万円未満	33,000円
		残高1,000万円以上	44,000円
一部繰上返済手数料	5,500円		
固定金利選択手数料 ※変動金利から固定金利に変更時 ※再度固定金利を選択時	5,500円		
	融資証明書発行手数料	11,000円	

### ○貸金庫・夜間金庫使用料

貸金庫		本店	七井支店	荒町支店
	小	13,200円	7,700円	
	中	16,500円	9,900円	19,800円
	大	22,000円	15,400円	26,400円
	※荒町支店は全自動貸金庫となります。			
夜間金庫	本店・益子支店・七井支店 芳賀支店・長田支店・荒町支店			13,200円

### ○ATM利用手数料

◎当組合ATM利用					
	ご利用時間	当組合カード		他行カード	
		預入	引出	預入	引出
平日	8:45～18:00	無料		110円	110円
	18:00～19:00			220円	220円
土曜	9:00～14:00			110円	110円
	14:00～17:00			220円	220円
日曜・祝日	9:00～17:00	220円	220円		
土日祝日 稼働店舗	本店・益子支店・芳賀支店・長田支店・荒町支店				
◎セブン銀行ATM利用					
	ご利用時間	預入	引出		
終日	0:00～24:00	110円			

### ○個人情報開示

個人データ通知手数料(一通につき)	10年以下	5,500円
	10年超	11,000円

### ○円貨両替手数料

両替枚数	1枚～50枚	51枚～500枚	501枚～1,000枚	1,001枚～1,500枚	1,501枚～2,000枚
手数料	無料(注)	660円	1,320円	1,980円	2,640円 以降500枚毎に660円を加算

(注)当組合に口座をお持ちでない方は660円となります。

### ○硬貨整理手数料

硬貨枚数	1枚～100枚	101枚～500枚	501枚～1,000枚	1,001枚～1,500枚	1,501枚～2,000枚
手数料	無料	770円	1,320円	1,980円	2,640円 以降500枚毎に660円を加算

### ○インターネットバンキング

振込	組合員	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料
				本支店宛	無料
		他行宛	220円		
	5万円以上	当組合宛	自店宛	無料	
			本支店宛	無料	
		他行宛	330円		
振替	非組合員	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料
				本支店宛	110円
		他行宛	330円		
	5万円以上	当組合宛	自店宛	無料	
			本支店宛	220円	
		他行宛	440円		
総合振込	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料	
			本支店宛	無料	
	他行宛	110円			
	5万円以上	当組合宛	自店宛	無料	
	本支店宛	無料			
他行宛	220円				

契約手数料(初期費用)			無料
月額基本料金	個人		無料
	法人 個人事業主	照会・振込・振替	1,100円
		照会・振込・振替・データ伝送(総合振込・給与振込・口座振替)	3,300円

※手数料には消費税が含まれております。

## ○内国為替手数料

窓口振込	5万円未満	当組合宛	自店宛	220円	
		他行宛	電信扱 文書扱	330円	
	5万円以上	当組合宛	自店宛	440円	
		他行宛	電信扱 文書扱	550円	
A T M 振込	現金	5万円未満	当組合宛	自店宛	220円
			他行宛		495円
		5万円以上	当組合宛	自店宛	330円
			他行宛	本支店宛	440円
	当組合員 組合員	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料
			他行宛		275円
		5万円以上	当組合宛	自店宛	無料
			他行宛	本支店宛	440円
	非組合員	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料
			他行宛		110円
		5万円以上	当組合宛	自店宛	220円
			他行宛	本支店宛	550円
他行キャッシュカード	5万円未満	当組合宛	自店宛	110円	
		他行宛		385円	
	5万円以上	当組合宛	自店宛	220円	
		他行宛	本支店宛	330円	
※他行カードによる振込の場合は、上記振込手数料のほか別途ATM利用手数料が必要となります。					
送金	当組合本支店宛	※取扱いは地方公共団体に限ります。		無料	
	他行宛			660円	
自動送金	組合員	5万円未満	当組合宛	自店宛	110円
			他行宛	本支店宛	110円
		5万円以上	当組合宛	自店宛	220円
	他行宛		本支店宛	220円	
	非組合員	5万円未満	当組合宛	自店宛	220円
			他行宛	本支店宛	220円
5万円以上		当組合宛	自店宛	330円	
	他行宛	本支店宛	330円		
代金取立	電子交換			880円	
	個別取立			1,100円	
	当組合取立	自店内		無料	
		本支店間		220円	
他行の通帳・証書等取立				880円	
不渡手形等の返却				1,100円	
取立手形等の組戻				1,100円	
振込・送金の組戻				1,100円	
振込訂正手数料				880円	
他行向税金・公共料金振込(納付書1枚あたり)				660円	

※手数料には消費税が含まれております。

## ○電子記録債権(でんさい)利用手数料

項目	内容等	手数料	
基本手数料(月額)	債務者請求方式(約束手形方式)	無料	
	債権者請求方式(為替手形方式)		
発生記録手数料(予約含)	債権取引11件毎に必要となります。	インターネットバンキング	330円
		書面	550円
譲渡記録手数料(予約含)	債権取引11件毎に必要となります。 ※割引請求時は書面のみとなります。	インターネットバンキング	165円
		書面	330円
分割譲渡記録手数料(予約含)	債権取引11件毎に必要となります。 ※割引請求時は書面のみとなります。	インターネットバンキング	330円
		書面	550円
各種記録手数料	保証、支払等、変更記録の際に必要となります。	330円	
各種記録取消手数料	発生、譲渡、分割譲渡、口座間決済等の承認後の記録を取消す際に必要となります。	440円	
残高証明書発行手数料	お申込の都度、証明書を発行する手数料	4,400円	
残高証明書定例発行手数料	ご希望の条件で定期的に証明書を発行する手数料 (事前にお手続が必要となります。)	1,650円	
貸倒引当金繰入事由に係る証明書発行手数料	債務者の支払停止処分時に、債権者の請求に基づき、貸倒引当金繰入事由の証明書を発行する手数料	1,100円	
電子記録債権受取手数料		無料	

※インターネットバンキングによる『でんさいサービス』のご利用には『もおしんインターネットバンキング』のご契約(別途手数料)が必要となります。

# 店舗一覧

(令和5年6月末現在)

金融機関コード:2122



## 本店営業部

店舗コード:002

〒321-4361 栃木県真岡市並木町1-13-1  
TEL.0285-82-3401 FAX.0285-84-7007 ATM:2台



## 益子支店

店舗コード:003

〒321-4217 栃木県芳賀郡益子町益子2000-1  
TEL.0285-72-3221 FAX.0285-72-4571 ATM:2台



## 七井支店

店舗コード:004

〒321-4104 栃木県芳賀郡益子町大沢19-1  
TEL.0285-72-2503 FAX.0285-72-6615 ATM:2台



## 芳賀支店

店舗コード:005

〒321-3307 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井南3-8-1  
TEL.028-677-0138 FAX.028-677-3934 ATM:2台



## 長田支店

店舗コード:006

〒321-4364 栃木県真岡市長田2-16-5  
TEL.0285-82-6311 FAX.0285-82-6882 ATM:1台



## 荒町支店

店舗コード:007

〒321-4305 栃木県真岡市荒町1080-1  
TEL.0285-85-0800 FAX.0285-85-0805 ATM:2台

# 索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、\*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、\*\*印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

## ■ ごあいさつ …… 1

### 【概況・組織】

- 1. 事業方針 …… 12
- 2. 事業の組織 \* …… 2
- 3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) \* …… 2
- 4. 会計監査人の氏名又は名称 \* …… 2
- 5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地) \* …… 52
- 6. 自動機器設置状況 …… 52
- 7. 地区一覧 …… 表2
- 8. 組合員数 …… 12
- 9. 子会社の状況 …… 2

### 【主要事業内容】

- 10. 主要な事業の内容 \* …… 12
- 11. 信用組合の代理業者 \* …… 取扱いなし

### 【業務に関する事項】

- 12. 事業の概況 \* …… 12.13.14.15
- 13. 経常収益 \* …… 32
- 14. 業務純益等 \* …… 30
- 15. 経常利益(損失) \* …… 32
- 16. 当期純利益(損失) \* …… 32
- 17. 出資総額、出資総口数 \* …… 32
- 18. 純資産額 \* …… 32
- 19. 総資産額 \* …… 32
- 20. 預金積金残高 \* …… 32
- 21. 貸出金残高 \* …… 32
- 22. 有価証券残高 \* …… 32
- 23. 単体自己資本比率 \* …… 32
- 24. 出資配当金 \* …… 32
- 25. 職員数 \* …… 32

### 【主要業務に関する指標】

- 26. 業務粗利益及び業務粗利益率 \* …… 30
- 27. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支 \* …… 30
- 28. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、総資金利鞘 \* …… 31.32
- 29. 受取利息、支払利息の増減 \* …… 31
- 30. 役務取引の状況 …… 31
- 31. その他業務収益の内訳 …… 34
- 32. 経費の内訳 …… 31
- 33. 総資産経常利益率 \* …… 30
- 34. 総資産当期純利益率 \* …… 30

### 【預金に関する指標】

- 35. 預金種目別平均残高 \* …… 34
- 36. 預金者別預金残高 …… 35
- 37. 財形貯蓄残高 …… 35
- 38. 職員1人当り預金残高 …… 34
- 39. 1店舗当り預金残高 …… 34
- 40. 定期預金種類別残高 \* …… 35

### 【貸出金等に関する指標】

- 41. 貸出金種類別平均残高 \* …… 35
- 42. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 \* …… 37
- 43. 貸出金金利区分別残高 \* …… 35
- 44. 貸出金使途別残高 \* …… 38
- 45. 貸出金業種別残高・構成比 \* …… 36
- 46. 預貸率(期末・期中平均) \* …… 34

- 47. 消費者ローン・住宅ローン残高 …… 38
- 48. 代理貸付残高の内訳 …… 49
- 49. 職員1人当り貸出金残高 …… 34
- 50. 1店舗当り貸出金残高 …… 34

### 【有価証券に関する指標】

- 51. 商品有価証券の種類別平均残高 \* …… 取扱いなし
- 52. 有価証券の種類別平均残高 \* …… 36
- 53. 有価証券種類別残存期間別残高 \* …… 37
- 54. 預証率(期末・期中平均) \* …… 34

### 【経営管理体制に関する事項】

- 55. 法令遵守の体制 \* …… 18
- 56. リスク管理体制 \* …… 16.17.18
- 57. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 \* …… 22

### 【財産の状況】

- 58. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書 \* …… 24~30
- 59. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 \* …… 39
  - (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
  - (2) 危険債権
  - (3) 三月以上延滞債権
  - (4) 貸出条件緩和債権
  - (5) 正常債権

- 60. 自己資本充実の状況(自己資本比率明細) \* …… 44
- 61. 有価証券、金銭の信託等の評価 \* …… 33.34
- 62. 外貨建資産残高 …… 取扱いなし
- 63. オフバランス取引の状況 …… 32
- 64. 先物取引の時価情報 …… 33
- 65. オプション取引の時価情報 …… 33
- 66. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) \* …… 38
- 67. 貸出金償却の額 \* …… 38
- 68. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について \*\* …… 49
- 69. 会計監査人による監査 \* …… 49

### 【その他の業務】

- 70. 内国為替取扱実績 …… 49
- 71. 外国為替取扱実績 …… 取扱いなし
- 72. 公共債窓販実績 …… 49
- 73. 公共債引受額 …… 取扱いなし
- 74. 手数料一覧 …… 50.51

### 【その他】

- 75. トピックス …… 6.7
- 76. 当組合の考え方 …… 12
- 77. 沿革・歩み …… 3
- 78. 継続企業の前提の重要な疑義 \* …… 該当なし
- 79. 総代会について \*\* …… 4.5
- 80. 報酬体系について \*\* …… 21

### 【地域貢献に関する事項】

- 81. 地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等) \*\* …… 8~11
- 82. 地域密着型金融の取組み状況 \*\* …… 40.41
- 83. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況 \* …… 40.41
- 84. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について \*\* …… 41

ちかくにいるから、  
チカラになれる。



〒321-4361 栃木県真岡市並木町一丁目13番地1  
TEL : 0285-82-3496 FAX : 0285-83-5155  
ホームページ : <https://www.moka.shinkumi.jp/>